

1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業： 渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（下の1）

村嶋英治[†]

Iwamoto Chizuna's Business Venture in Thailand in the 1890s: His Biography and Projects of Japanese Laborer Emigration to Siam (Part 3)

Eiji Murashima

The first part of this paper was published in March 2016 (No. 26 issue of this journal) and its second part was published in October 2017 (No. 29 issue of the same journal).

In the third part, the following topics will be treated. (1) Introduction of a newly found memoir of Omoda Rihei (a member of the first Japanese emigrant to Siam in January 1895), (2) On the 14th September 1895, Japanese Ministry of Foreign Affairs placed all Japanese residents in Siam under the protection of France. How Japanese residents in Siam and Siamese Government reacted against such a imprudent decision of Japanese Government. (3) Iwamoto Chizuna's effort to establish Japanese consulate in Bangkok in order to make Japanese residents exempt from the status of French Protégé. (4) Iwamoto's abortive enterprise to establish a big Japan-Siam trade company by mobilizing the capital of a large number of investors in the second half of 1896.

本稿（下の1）は、上編（本誌26号所載、2016年3月、以下拙稿（上））、中編（本誌29号所載、2017年10月、以下拙稿（中））に続く部分である。本稿では、先ず第9節で、フランス政府の熱心な働きかけに応じて日本外務省が1895年9月14日に在タイ邦人の保護をフランス政府に依頼したこと、タイで保護民獲得に努めたフランスの目的、タイ政府の反発及び在タイ邦人の対応を見たのち、第10節で、1895年時の在タイ邦人のリーダーであった石橋禹三郎（1869-1898）の要請を受けて、在タイ邦人をフランス保護民（Protégé Français）の地位から脱却させるために1896年初めに岩本千綱が行った在タイ日本領事館設置運動、続いて第11節では、1896年3月以降同年12月20日に三国探検に出るまでの、岩本千綱の新たなタイビジネス計画（日暹貿易会社）を取り扱う。

まず、拙稿（中）刊行の後、第1次タイ移民の一人、面田利平の回想（面田利平「邦人草分け時代の短聞」¹、巻末付録（1））を新たに見出したので、この回想により、従来の拙稿に追加修正を加えておきたい。

上記面田利平の回想によれば、第1次タイ移民32名は全員が山口県大島郡の出身で、ハワイに移民するために神戸に集まった人々である。面田は明言してはいないが、彼等は、1894年6月に移民取扱人の認可を受けた小倉幸のハワイ移民募集に応募して神戸に集まったものと考えられる。彼等

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

¹ 暹羅国日本人会『会報』復活第三号、1933年7月31日発行、41-48頁

は、大島ではハワイ移民に応募したのであり、ハワイ行きからタイ行きに移民先を変更したのは、出帆する神戸に集まって以後のことである。ハワイ行き希望者をタイ行きに変心させるため、岩本は現実離れした有利な条件を神戸で提示した、という村嶋の推測（拙稿（中）151頁、拙稿（上）203頁）は妥当であったことが判る。

第1次タイ移民は32名で、うち女性は9名（面田の妻も含む）であったという。拙稿（上）201頁に掲げた第2表（第1次タイ移民者リスト）には、タイまで行った女性の名は、7名しか挙げられていない。面田の妻の名も欠落しており、この表は未だ完璧とは言えないことが判る。

第1次タイ移民は、1895年1月23日にバンコクに到着、1ヶ月ほどブラブラした後、現在のルンピニ公園の地（当時はジャングル）を開墾して1～2町歩の畑を開き、スラサックモントリーに資金援助を頼んで野菜の種を購入して植え付けた。

この後、1895年6月ごろに第1次タイ移民は2グループに分かれた²。一つのグループは、農耕を捨ててブカモン金鉱山の労働者となった鉱夫組（拙稿（上）217頁）の約20名、もう一つのグループは、農業を続け1895年半ばの雨期入り後、バンコクで稲作をした農耕継続組の約12名である³。後者は現在のワイヤレス（ウタユ）路周辺で水田耕作を行った。

1895年6月頃、岩本は日本で第2次タイ移民の募集を開始したが、これを伝え聞いたバンコクの農耕継続組は、食べる米にも欠けるという移民生活の窮状を伝えて、岩本千綱の移民事業の杜撰さを告発する文書を神戸の水上警察に送り、第2次移民中止運動を行った。これが1895年7月に神戸渡航合資会社が岩本の移民募集から手を引いた（拙稿（中）159頁）原因となった可能性もある。

一方、95年9月ごろ迄にブカモン鉱夫組は、1婦人とその幼児および独身者1名を除き病没した。

12名の農耕継続組では、翌1896年2～3月頃に、4～5名が日本に帰国し、残り7名がコーラート鉄道建設の工夫となった。第1次移民の7名が三谷足平にコーラート鉄道工夫に誘われた1896年初という時期は、第2次タイ移民（熊本県人、1895年10月17日にバンコクに到着）が三谷に誘われた1895年11月ごろの時期（拙稿（中）186頁）よりも2ヶ月ほど後のことである。第1次移民の7名と第2次移民の17～18名が、コーラート鉄道建設工夫に就業した時期は重なっていた筈であるが、面田は他県（熊本）人の第2次移民については全く言及していない。

面田を含む第1次タイ移民のコーラート鉄道工夫は7名、このうち建設現場で大森五郎右衛門と面田の妻がマラリアで死亡したので、面田を除く4名は日本に引き揚げた。

² 宮崎滔天は「暹羅殖民始末」に次のように書いている。即ち、岩本千綱、大谷津直磨が[1895年2月末に]日本に発った後、第1次移民の世話をしたのは、暹羅殖民会社の在バンコク責任者石橋禹三郎であるが、1895年5月を過ぎた後に第1次移民は、1894年11月21日に神戸で岩本千綱との間に締結した契約書に従い50円の前借りを求めて同盟罷工の動きを見せた。石橋は資金を工面できなかつたので、移民たちは暹羅殖民会社を離れて、三谷足平に勧誘されて鉄道工夫となった。また、同年5月下旬にブカモン金鉱山監督者のフランス人が暹羅殖民会社に鉱夫の供給を求めて来た、と（宮崎龍介・小野川秀美編『宮崎滔天全集 第五巻』平凡社、1976年、102-104頁）。この記述からは、第1次移民中の鉄道工夫組は1895年6月頃には三谷足平を親方として鉄道建設現場に向向いたように読めるが、面田の回想によれば、彼らまず農耕を継続し、三谷の勧誘でコーラート鉄道建設現場に向かったのは、1895年末に米の収穫を終えてのちの1896年初めである。また、拙稿（中）146頁に記すように、第1次移民は1895年4月半ばには岩本との契約内容をめぐって暹羅殖民会社ともめている。契約紛争が生じたのは、宮崎滔天の言う1895年5月過ぎではなく1895年4月の可能性が高い。

³ 1895年11月初旬神戸で療養中の岩本千綱が、神戸又新日報記者に、第1次移民32名中サーラーデーにて耕作に従事するもの男女6名[男女各6名計12名の意味か]、ブカモン鉱山に12名、コーラート鉄道工夫に8名（拙稿（中）、180頁）と語っている。この時点でコーラート鉄道工夫として8名が存在したという事項は、面田の回想と矛盾しているが、サーラーデーで農耕に従事していたグループが存在したことは、面田の回想からも裏付けられる。

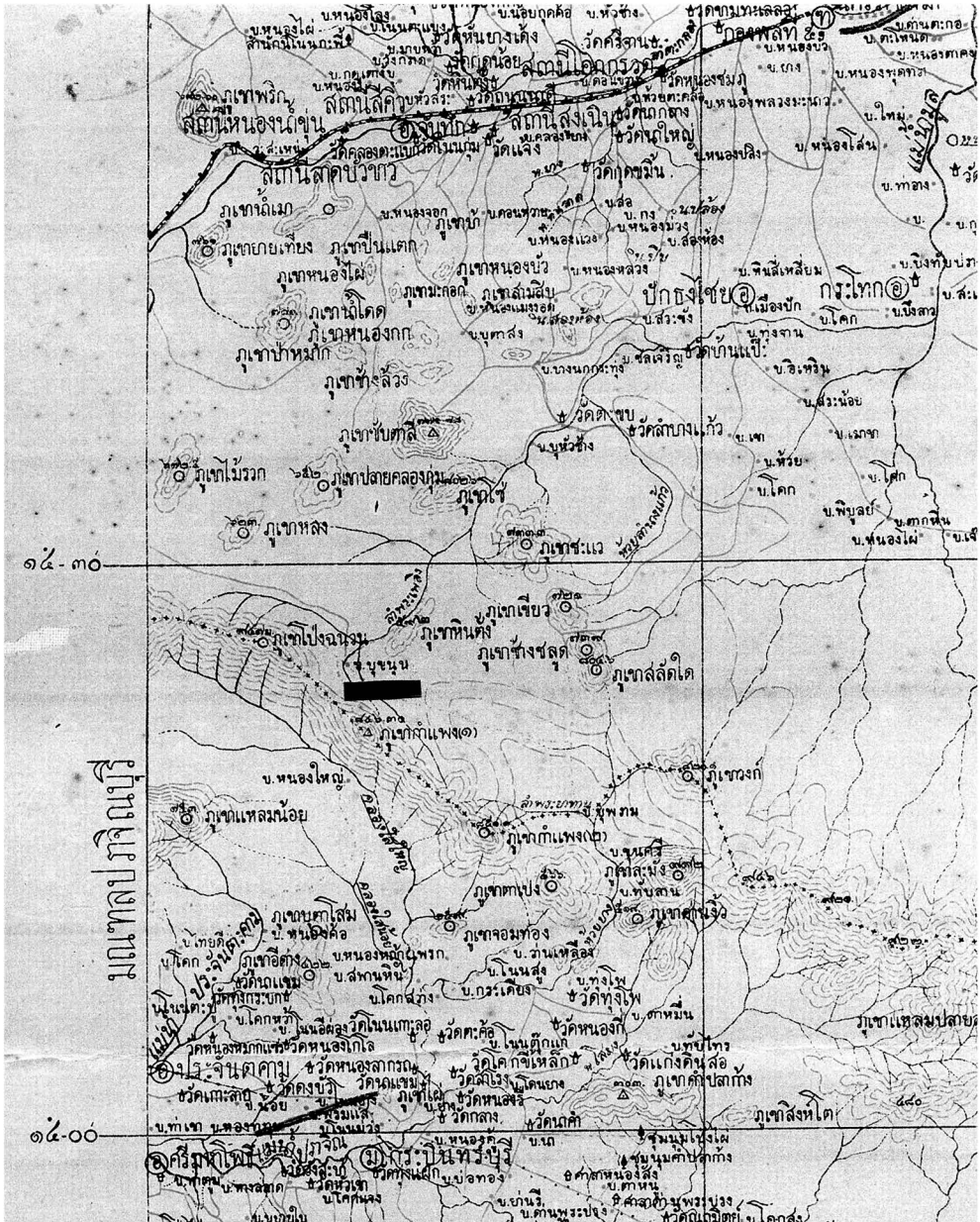


図1 ブカンの地名が記載されている1922年タイ地図局印刷地図，下線部分がブカン村 (บ้านขุน)，現在の村名はท่าวัง (出所) タイ国立公文書館 ฝ.บ.ค. 4-(3-5)

第2次移民のうち、コーラート鉄道の建設現場において死亡した者はおらず、鉄道建設工夫になってマラリアに罹患した者もバンコクに戻って死亡している（拙稿（中）191頁）ので、鉄道建設現場において死亡した日本人は、第1次移民の大森と面田の妻の2名のみである。故に、日本人移民之碑にコーラート鉄道建設で死亡したと記載されている鍛本作造〔新蔵〕（拙稿（中）195-198頁）は、同鉄道建設における死亡者ではない。

拙稿（中）196頁にいう面田利平（1870-1937年9月6日没）が日高秋雄（としお、1905-1979）に語ったという時期は、実は、『暹羅国日本人会会報』復活第三号（1933年7月31日発行）に掲載するために、日高が面田にインタビューした1933年5月9日のことではないだろうか。コーラート鉄道建設現場における死者2名中の一人は面田の妻であったので、面田は第1次移民の20名近い死者の霊を弔うため慰霊碑建設を希望する旨を日高に語った可能性がある。

1933年5月9日のインタビューで、面田は日高秋雄に対し、コーラート鉄道建設における第1次移民の死者は2名、一方、第1次タイ移民中の20名が行ったブカヌン鉱山からの生還者は僅か3名（内幼児1名）に過ぎなかったという惨事を明言している。日高秋雄は自分自身で、面田の語ったことを筆記して文責日高として『暹羅国日本人会会報』復活第三号（ガリ版印刷）に掲載したにも拘わらず、日高が1964年に日本人会創立50周年記念⁴として日本人移民之碑建設を主導した際には、30年前に面田から聞いた話は、曖昧模糊たるうろ覚えと化しており、ブカヌンで死亡した17~18名という多数の者は、全員コーラート鉄道工夫として死亡したものと勘違いして、日本人移民之碑の碑文を作成し、また慰霊碑もコーラート鉄道線途中のゲーンコーイ寺に建造してしまったようである。

IX フランス保護民にされた在タイ邦人

フランス側の在タイ日本人保護の熱意

1895年9月16日付で伊東巳代治内閣書記官は各大臣に「暹羅国在留帝国臣民の保護を仏国政府に依頼したる件、右回覧に供す」として、西園寺外務大臣から伊藤博文内閣総理大臣に宛てた、同年9月14日付の次の公文を回覧に供した。

暹羅国には未だ帝国外交官並領事官派駐の運に不至候処同国在留の本邦人より仏国政府の保護相受度旨願出たる趣を以て先般在本邦仏国公使来省の上右に付本国政府より訓令を受ける旨申述同国在留民の員数等問合せ候其後和蘭国弁理公使よりも同様の件以書翰申越候得共仏公使より既に開談有之候際に付在暹羅国帝国臣民の保護は之を仏国政府に依托するを適當と認め先づ在仏曾根公使に電訓致し同国政府の意向を探候処同国政府は我依頼に応ずべき事に決したる趣回電を得候に付更に公文を以て照会せしめ同政府より右に對し承諾を表し其次第を在暹羅国仏国代表者に通知したる旨回答を得たる趣曾根公使より申越候右に付和蘭国弁理公使へは相當の謝詞を述べ来意断り置候此段及報告候也

明治二十八年九月十四日

外務大臣臨時代理文部大臣侯爵西園寺公望

内閣総理大臣侯爵伊藤博文殿⁵

上記回覧は、在タイ日本人の方から在暹フランス公使に保護を依頼したと述べるのみで、フランス側が邦人保護を積極的に働きかけた事実には触れていない。実際には、日本政府が在タイ邦人の保護をフランスに依頼した背景には、フランス側の熱心な打診があった。それが判る資料を以下に引用し

⁴ タイ国日本人会『俘虜の碑・他』、1971年、バンコク、72頁

⁵ 国立公文書館、公文雑纂・明治28年・第8巻・外務省3（アジア歴史資料センター・レファレンスコード A04010014700）

てみよう。

朝日新聞 1895年10月11日号は、「暹羅在留日本人と仏国」と題して次のように報じている。

暹羅在留日本人は本国政府の処置に就き非常に不満を抱き居るものの如し 従来暹羅に在留する日本人は暹羅国法に従ひ之に満足し居りしが追々在留日本人増加し其利害の関係する所重大に至れるを以て領事の管轄を受くるを便宜と考へ居る折柄和蘭総領事の之が委任を受けんと欲する趣きを聞き在留日本人は必要の権限を同総領事に与へられんことを本国政府に請願せり 然るに仏人パヴィー [Auguste Pavie] 氏は仏国の新名誉と勢力を得る好機なりと考へ暹羅鉦山 [ブカモン金鉦山] に於て仏人の配下に属し仏国公使館に於て其約束に調印したる若干の日本人は仏国の保護を受くる者として登録したり 仏国外務省は此通知を得て日本駐劄公使に其運動を為さしめたる結果暹羅在留日本人は九月十四日を以て仏国の保護に置かれたりとの通知を受たり 之を聞くや在留日本人は実に狂するが如くに激昂し 第一仏国は露独二国と同盟し遼東半島還付を恐迫したれば斯る国の保護の下に立(たつ)を願はざる事 第二仏国人の鉦山支配人は其部下に労働する日本人を虐待しバカノン [ブカモン] に於て熱病及びコレラ病に罹りたる者あるも薬餌を与へ又は救助せざる事の二条件を理由として其保護を受くることに反対せり 日本移民会社 [暹羅殖民会社] は其存命者を本国に送還せしも仏国に対する感情は益々甚だしく移民会社に労働者を申込みたる他の仏人さへも断然拒絶されたる有様なり 暹羅在留日本人の仏国人に対する感情斯の如くなれば今回仏国の保護の下に置かれたる日本人は会議を開き信任ある適當の本邦人を派遣せらるべきことを日本政府に請願すること及び在留日本人の仏国保護の下に置かれたることを悲み且つ驚嘆する旨の決議案を議決したりといふ

ロンドンで発行されていた *The Pall Mall Gazette* の 1895年10月29日号 (*Bangkok Times* の 1895年12月5日号に転載) も、「シャムにおける日本人の活動とフランス人」と題して、下記を掲載した。

昨年あたりから、従来太平洋に向かっていた日本人移民の主潮流は、フィリピン、ジャワ、シャムなど、日本に近い国に方向転換した。…貿易商、美術品商、歯医者、写真屋、それに多数の苦力が日本から [シャムに] 到着した。政府から大まかな条件で許可された、一移民会社 [岩本千綱を副社長とする暹羅殖民会社] も生まれた。6ヶ月ほど前には、日本人コミュニティの指導的メンバーは、治外法権を行使できるように、東京の政府当局に領事を任命するように要請することを決めた。この話を聞いた、パヴィー [Pavie] 駐暹弁理公使は、それらの日本人の何人かに、もし [フランス領事館に] 登録するならばフランス保護民として受け入れてよいと提案した。彼は、少なくとも1人は勧誘することに成功した模様だ。彼は直ちにパリに電報を打って、この重要性を指摘するとともに、駐日フランス公使の支持も得た。一方、シャムにあるフランスの鉦山会社 [ワッター金鉦山有限会社] が、日本の移民会社 [暹羅殖民会社] を通じて、苦力の一団を輸入した。到着した苦力たちは、鉦山会社と契約を結ぶ時に、フランス保護民として登録するように勧誘された。彼等は鉦山 [ブカモン] に出発した。その8割は、森林熱、コレラおよび放置によって、たちまち死亡した。彼等に鉦山管理者はキニーネを供与することさえも拒んだ。

残りの人は、ジャングルで死にかけていた時、移民会社 [暹羅殖民会社] が派遣した救助隊によってどうにか救われた。その中には幼児あり、また膝の深さの泥水の中を二日間に亘って夫の亡骸を引き摺って来た老女もあった。“保護者”であるフランス当局からは何等の手助けや補償もなかった。ところが、1ヶ月前 [1895年9月頃]、パヴィ [Pavie] の後任の仏総領事⁶ [ド・フランス] は軽率にも、日本人リーダーたちを領事館に招集して、フランスは寛大にも彼等の政治的継母となることを引き受けた、既にシャム政府にその旨を通知したと告げた。日本人リーダーたちは、怒ってそれを拒絶した。彼等は、フランスが最近日本に加えた侮辱 [日本が日清戦争の講和条約で得た遼東半島を、露・独・仏三国は清に返還するように迫り、1895年5月4日に日本政府が受諾を決定し翌5日に通告した三国干渉を指す] から考えて、日本政府がそのようなことに合意するはずはないと考えて、総領事の言を信じなかった。彼等は、総領事に与えられた権限を明示するように求めたが、総領事は応じなかった。[バンコクの] 日本人コミュニティは、直ぐに会合を開き、本国政府に提出する抗議書に合意し、再度日本政府に領事任命を求めた。

また、巻末付録 (3) で岩本千綱は次のように述べている。

在暹日本人は緩急相救ふの目的を以て日暹協会なる一つの自治団体を作り其運動を定め居しを以て万一保護を托せんとする時は和蘭公使に加 [し] くものはなしと協議決定しありし故 石橋が此事件に着手せんとするや前議により葡萄牙 [葡萄牙] 人にて日暹貿易銀行 [日本暹羅銀行] 頭取ソーザー [J. de Souza]⁷ 氏を紹介とし意を駐暹和蘭公使チヨバアキユン氏に通ず公使快く之を承諾し屢々石橋を引き其手続を協議し双方共頗る円満の運びを得て一日石橋は日本政府に向け願書奉呈のことにて蘭公使と面談中偶々駐暹仏国前公使パビー [Pavie] 氏来訪あり石橋が座を避けんとするを止め蘭公使は仏公使に向ひ日本人保護の事を話したりしも仏公使は別段意に介せざるものの如く雑談暫時にして辞し去れり

仏公使は夙に敏腕老練を以て称せらる東蒲塞 (かんぼちや) 暹羅両国に在ること殆んど三十年頗る東洋の事情に通じ殊に暹羅の人情風俗と其国語の如きは氏が尤も精通に誇るものにして其技倆は駐暹各国公使中の巨臂と言ふべき人物なれば今此保護事件を聞くや仏国が暹羅に対する外交上容易ならざる出来ごととなし蘭公使館を出るや直に馬車を馳て自身電信局に赴き巴里外務省と駐日本仏国公使とに秘密の急電を發し在暹日本人は仏国にて保護する外交上の大利益を上陳詳説し其電報料の如き殆んど一千弗の以上に到りしを見ても如何に彼れが此事件に重きを置きしかをトするに足らん夫れ実に然り仏国に於て日本人を保護すれば正に二大利益あるは独り岩本のみならず苟も具眼者の了知するに難からざる処にして其訳は後に詳説すべし

事頗る秘密に属し不幸なる在暹日本人と信切なる蘭公使は未だ如此急変の生ぜしを知らず然るに仏公使は突然石橋を招き公使領事等立ち会ひの上同人に百方勧誘遊説日本人が仏国の保護を受ける

⁶ パヴィも後任のド・フランスも共に、Minister Resident and Consul General for Franceであり、弁理公使と総領事を兼任していた。

⁷ デ・ソーザ (J. de Souza) は、マカオ生まれのポルトガル人で妻は日本人。1894年末か95年1月に来タイし、1895年8月～1896年2月に、バンコクで「日本暹羅銀行」を経営した。拙稿 (上) 215頁参照。

の得策を述べしも石橋は断然之を却〔しりぞ〕けて曰く我日本人は夫の遼東半島還付以来貴国に対しては多少悪感情を有し居り之を極言すれば敵国と目するも不可なけん敵国の保護を受るは我々の屑〔いさぎよし〕とせざる処にして其他に種々不利益の理由あれば慎んで好意は謝すれども保護のことは御断り申すべし云々と尔来公使領事等は石橋始め日本人に対し各種の籠絡手段を用ひて自国の保護を甘受せしめんと試みたれども毫も其効を見ざりしに或る日仏公使は石橋に向ひ巴里政府より日本人保護の依頼を受けたる故之を實行すべしとの電報達せしを告げたれ共石橋は未だ日本政府の通牒に接せざれば容易に其言を信じ難しとなし之を峻拒し一方には蘭公使に迫りて願書送達を急せし且つ極力此事件に尽されんことを依頼したるも嗚呼事已に遅し後数日仏国公使は又た石橋を招き示すに在留日本人の保護を仏国に依頼すべき旨趣にて日本臨時外務大臣西園寺侯爵が署名捺印せる正式の書面を以てす於此同人は最早如何ともする能はざるを了〔さと〕り第一番の登記をなし尔余の日本人も続々其手順を為し尚ほ石橋は暹羅外務大臣を訪ひ事の意外に出でしを告げ日本に向ひ此の失錯を勧告せられんことを依頼したり蓋し日本人が是より先き蘭公使に保護を依頼せんとすることは予め暹羅政府の賛助を得ありしを以ての故なり

以上から在タイ邦人はオランダに保護を依頼することを合意し、オランダ側も手続を開始したが、日本人をフランス保護民にする事の利益を熟知するパヴィエ〔Pavie〕仏駐タイ公使の敏腕に先んじられたことが判る。フランスが在タイ日本人の保護に執心したことは、在仏曾祢荒助公使と日本外務省とのやりとりからもうかがうことができる⁸。

⁸ 駐仏曾祢荒助公使は1896年5月10日付本省宛公信第24号で、日本にバンコク領事館開設を遅らせて欲しいというフランス側の希望を次のように説明した。

盤谷に領事館を新設するの件

第18号電信を以て申進候盤谷に我領事館公使館を此頃〔近いうちに〕新設せらるるの件は我議会に於ける質問より生じたものにして当国〔仏国〕外務大臣曰く果して貴国議会の質問よりして盤谷に貴領事館を新設せらるるや此件に付ては他国は貴国の欲する処を妨ぐるの権利は毛頭之れなく 乍併彼地在留日本人保護の約を為せしより未一箇年も経過せざるに頼〔にわか〕に之を廃止するは其当時に於て大に好感触を与へたるの結果を水泡に帰せしむるの憾なきに非らず且つ之れが為には或は我議会に於て此件に係り質問も生ずべく実に余計の心配を要するに至るべければ何卒此辺御推察被下相成る儀なれば今暫時其新設を見合せらるるの処置を貴政府に於て執らるるの方便は之れなきやと 下官〔曾祢〕は之に答へて曰へり盤谷に領事館を新設する議は之れなきに非ざれども下官は未だ我政府の決意を知らず果して貴官の伝聞せらるる通なれば何とか我政府よりの通報に接すべし貴官の所望は我政府に通ずべしと 是に於て別れたり右申進候敬具

これに対し、同年7月29日付で、西園寺外務大臣は曾祢公使に次のように答えた。

帝国議会の質問により暹羅国盤谷府に領事館を新設する義は今暫時見合せられ度旨仏国外務大臣より閣下に申告候件に關し去る5月10日付公第24号を以て御申越之趣了承致候同大臣申述之通在暹羅国帝国臣民の保護を仏国政府に依託致候以来未だ一ヶ年をも経過不致候得共近時本邦人の同国に渡航移住する者漸く其数を増し隨て同国との交通益々頻繁に赴きたるを以て到底永く帝国臣民の保護を外国政府依託し置くを得ず而して帝国議会より盤谷府に領事館を設置するの建議も有之候間本大臣に於ては愈々公使館設立のことに決定致し候得共其經費に付ては議会の協賛を要する義に付五月十九日附電報を以て申進候通明年度に至らざれば新設致し兼候間実地設立を見るは早くとも明年〔1897年〕三月以後に可有之候右は仏国政府へ通知するには不及候得共閣下に於て御含置相成度此段回答申進候敬具

曾祢公使は、重ねて1896年5月16日発公電第18号で次のように問合せた。

Is it true Japanese Government are going to create consulate in Bangkok. French Government desire that this creation will take place a little later if possible.

これに対し本省は、5月19日発公電第22号で、次のように返答した。

In reference to your telegram 18, establishment of consulate at Bangkok, if it takes place at all, will not be earlier than next year. (外務省記録 6.1.5/6-36 「各国駐在帝国領事任免雑件〔盤谷之部〕」)

また、上記引用文から第1次タイ移民の20名程度が、1894年6月にフランス人経営のブカヌン鉱山の鉱夫として就業したことが、フランスの在タイ日本人保護民化の一つの契機となったことが判る。1894年5月下旬、ブカヌン鉱山監督者私人エリ・ドベスが鉱夫の斡旋を暹羅殖民会社理事石橋禹三郎に要請した際、石橋は第1次移民からブカヌン鉱山就業の決意を聞いて「直に仏国公使館の公証を経て、ドベスと労働者の間に契約の取換せをなさしむ。其条々左〔次〕の如し。第一 日本労働者はブカヌン〔ブカヌン〕鉱山会社に労役中は仏国人民と同じく仏国領事保護の下に立つこと」⁹等々を取り計らった。この部分は、石橋は第1次移民の鉱夫たちがフランス保護民になることを容認したように読むことも可能である。しかし、その後の石橋の言動から見て、石橋が鉱夫をフランス保護民にすることまでは希望したとは思われない。石橋が、第1次移民がブカヌン金鉱山を経営するワッタナー金鉱山有限会社と契約する際に、同社に日本人の安全と保護を要請したのは当然であろう。しかし、石橋は、鉱夫をフランス保護民として登録することの重大な意味を理解できていなかったか、あるいはフランス側が、石橋のソーザを介しての申出を奇貨として、保護民登録について石橋に説明することなく実施した可能性がある。

1895年10月に石橋とソーザの間に対立が生じたことから見て、ソーザが石橋に知らせることなくフランス公使館と裏取引をしたことが、フランス側の日本政府に対する在タイ邦人保護の働きかけを促進したと考えられる¹⁰。

⁹ 「暹羅殖民始末」、前掲宮崎龍介・小野川秀美編『宮崎滔天全集 第五巻』所載、104頁

¹⁰ 石橋がオランダ、フランス公使館と連絡する場合、仲介したのはソーザである。

岩本原稿（巻末付録（3））は、石橋がソーザを介してオランダ公使に邦人保護依頼の打診をしたことのみを記すだけであるが、ソーザ（1894年末か95年1月に来タイ）と石橋は互いに相手を利用して自己の利益を図ったようである。石橋はソーザが創立した日本暹羅銀行から2000パーツの融資を受けて1895年8月半ば石橋商店（平野鉱水（サイダー）と麦酒販売）を創立したが、ソーザの背信を知ったためか対立して1895年10月末には閉店に追い込まれた。宮崎滔天が1895年10月17日に第2次タイ移民を率いてバンコクに到着した際、最初に訪ねて麦酒でもてなされたのは、バーンラックにあった閉店直前の石橋商店である（白浪庵滔天『三十三年の夢』、国光書房、1902年、70頁）。閉店後間もない1895年12月初、石橋は宮崎に同行して帰国し、再びタイに戻ることはなかった。帰国後石橋は政教社を根拠として活動し、雑誌『日本人』に数本のタイの商業や移民に関する論考を載せた。石橋帰国の事情を宮崎滔天は次のように記している。

〔1895年10月17日に宮崎と石橋がバンコクで邂逅して〕爾來彼〔石橋〕は私の唯一の力として、移民問題其他に就て尽力して呉れた。而してその結果として、かねて日本最良の農商務大臣ビヤ・スリサク〔スラサク〕は、一旦断念したる植民事業を復活するの希望を起し、日本人にして此事業の爲めに資を投ずるものあれば、彼亦其一半を負担すべきを誓つたので、私と石橋君とは、相携へて日本に帰り、広島移民会社〔海外渡航株式会社〕の幹部に会つて此事を勧めたれども応ぜず、それより前後して東京に出で、私は彌藏兄の死と犬養翁の助力に依りて、方向を一転して本来の目的たる支那問題に移り、彼は引続き暹羅植民問題に熱中して居たのであるが、遂に然るべき相棒を見出さず、そのまま流浪の身を以て〔1898年3月23日に満29歳で〕死んで了つたのは、洵に遺憾千万である（「石橋禹三郎君」、宮崎龍介・小野川秀美編『宮崎滔天全集 第二巻』平凡社、1971年、546頁）。

宮崎滔天は、1896年5月17日にバンコクで記した下記「暹羅雜信」の中で、ソーザは先ずフランス公使館に知日派であることを売り込んで雇われ、一方でオランダ公使館とも接触し、両公使館を操って銀行開業資金を獲得した、として次のように記している。

日暹銀行〔日本暹羅銀行〕の破産此事も生〔宮崎〕帰国中の出来事に候此銀行客年〔1895年〕八月の創立にして其名称に日字を冠せしめ候得共実は日本人の此銀行に關係を有するもの更に無く只二三人の日本人事務員として雇はれ居たるのみに候其發頭人は葡萄牙の産にてデー・ソーザ〔J. de Souza〕と云ふものに候此者曾て日本の横浜に住して詐偽的の事業を働き逃れて香港に來り新嘉坡を荒して一昨年当盤谷に潜り込みたるもの由に候当時恰も日本戦勝の評判喧囂を極めたる折柄多感なる人は此れが爲めに心経を刺激せられたるものと見へ少数なる在留日本人の舉動にも猶ほ千鈞の重きを置き注目探偵更に怠らず時にソーザは日本語が少しく出来且つ日本婦人を妾としたる等の事より兎も角日本人との關係付き易きの故を以て仏国公使館との間に約成り遂に仏国の犬となりて日本人の籠絡に着手したり一方に於て仏国の犬となりたるソーザは更に他方に廻りて荷蘭公使館を説き己の日本人間に信用あるの虚勢を示し日本人保護引受けの周旋せんことを約し兩公使館を操るの間に処々より引出したる金は二三万に上り茲に日暹銀行の設立を見るに至り申候

然るに其後仏国公使の日本依託領事となるや同じく日本人の事に関しソーザと〔仏〕領事との間に衝突を来たして一場の争論を生じ結局ソーザは領事に向つて己れ動かざれば日本人は一人も登録するものなしとの断言をなし却つて日本人と団結せんとせしも第一信に於て略申上候通り一人行き二人行き終に多数の者登録し了れり一時日本人の爲めに信用ありしソーザ其無勢力なること茲に現はれて其信用漸く地に落ちかからんと致居候際英人キンダルと云ふ者七千弗の荷爲替着かざりしを以てキンダルは直に是を領事館に訴へ領事は直に巡査を引率して銀行を封印しソーザを捕えて囹圄に投ずるに至れり是に於て預け金のあるものは夫々領事に訴へ出で借あるものは夫々掛りの領事館より請求する等一方ならぬ混雑の中にソーザは隙を窺ふて逃亡し行衛今に不分明也此銀行元日本人の関係者なしと雖も其名に日字を冠せしめ日本の名を藉りて大に切回りを以て世人は矢張日本人との共謀に成りしものとなしソーザ逃亡後は隠匿の嫌疑を以て十五六名の巡査仏国領事を伴ふて日本人の家宅を搜索するなどの事有之日本人の顔に少なからぬ泥を塗り申候又日本労働者の此銀行によりて故郷に爲替を差出したるもの到着せず大に迷惑致候者有之候其他には直接の損害を蒙りたるものなく唯此銀行の関係に依つて立つたる洗濯屋〔松野恭三郎〕と摘髮屋〔当時ソーザの資金を得た理髪屋は面田利平と平戸から来た野村幸之助がいる〕が今度銀行と共に倒れたる而已石橋商店は矢張此関係にて相立居候得共是れは昨年十一月(マ)ソーザと何かの衝突の爲めに閉店せり(国民新聞 1896年6月12日)。

朝日新聞 1895年12月8日及び12日号に、バンコク11月10日発信として「暹羅事情」が掲載された。その著者名は明記されていないが、石橋禹三郎に批判的な内容から、最初の来タイ時岩本千綱、石橋禹三郎グループから冷遇排斥された阿川太良の手になるものと考えられる(阿川排斥の件は、石川半山「友人阿川鉄胆」10頁、石川安次郎「鉄胆阿川太良」(1910年)所載)。阿川は1895年10月25日に商業のため暹羅に渡航する目的で旅券下付を受けており(外務省記録3.8.5/8「海外旅券下付(附与)返納表違進一件(含附与明細表)旅券付与明細簿 明治28年1月~12月本省」, リール旅12), タイ到着直後、この記事を朝日新聞に送つたものと思われる。「暹羅事情」からソーザの日本暹羅銀行と邦人のフランス保護民化に関する部分を下に引用する。

日本人商業の現況

石橋商会 当会は志士豪傑を以て自ら任ずる所の石橋禹三郎氏の日本暹羅銀行の資本を利用し前商会〔日羅商会〕に次で起る所にして当年〔1895年〕八月中旬開業の祝典を挙げ十月下旬を以て閉会す此商店は日本鉱水〔サイダー〕と麦酒の取次を専売とすれども何れも価の廉ならざると当地人の嗜好に投ぜざる爲め鉱水の如きは着荷以来僅に二三箱(一箱四ダース入)の売却ありしに過ぎず故に中途目的を変じて雑貨の販売に着手する筈なりしか銀家デ、モ、ソー(マ、銀行家デ、ソーザ?)と権略上の衝突を生じ貨物を銀行に引揚げられ遂に閉店の不幸を見るに至りしなり…

洗濯屋 松野恭三郎の開設せる者にて相応の顧客あり

斬髮屋 面田利平の設置に成り日尚ほ浅く未だ前途の冷熱を推測する能はず

以上二家共銀主は日本暹羅銀行なり

此他特別商業を営む者四戸ありて二店は女主二店は男主なり若し国の体面を毀損するを憂へざれば此商業は前者数業に經過して最も繁昌すべきこと疑ひなし

在留日本人の商業に従事する以上数者に止れども其名の日本的なる故に附庸として世人の注意を促すべき者あり即ち

日本暹羅銀行 此行の資本高と其株主或は出金者の誰たるを知るもの絶てなく当地に留内外人間の一疑問として集会上の一談種なり或洋人は此行を称して幽霊銀行と云ふも謂れなきの説に非ず何となれば日本の銀行は銀行条例に由て悉く設立せらるるも此行は否(しか)らずして資本の証明なく株主の重要者を明示せず只役員として世間に知られたる者は左〔下〕の数人に過ぎず

頭取?行主?支配人?株主?たる者は「デ、ソーザ」[J. de Souza] 此人元来支那の旧領マカオ産のホルトキース〔Portuguese〕なれども籍を英国に有する由にて曾て日本横浜に在て売込店の手代を勤めたる爲め少(すこし)く日本語に通じ自ら日本事情に明なりと云ひ日本の洋妾を蓄へ近時流行の婦化人を気取り遂には羽織袴を着して日本の勲章を胸に懸け度(たき)心願のよし 当人の始て此地に来るは当年〔1895年〕一月頃にて暹羅フレールプレスの探訪記者となり大枚百二十円の月給にて八月頃まで同社に勤務し内外多忙(財政と業務)の方にてありしが日本暹羅銀行の設立あるや一躍頭取の地位に飛上り(尤も同行は同人の設立なれば何にも自由勝手) 俄紳士の列に加はり意気揚々と鼻高し或歐人の説には同人は支那語に巧なれば或はチーハーにても当りたるかと 之を以て推すときはマニラ富にも当らざれば其資産は銀行を設立するの基本なかるべし然れば他に資本家がなくて叶ぬことながら其本体未だ世人の知る能はざるは残念なり同人が或西人に談話せしには此銀行は日本の富商岩崎鴻池と申す金満家の株金を拠出せる者故に信用充分なりと言ひしとて聞々日本人中に岩崎鴻池等の資産高を問合せに来る者ありとか或日本人が同人より聞きし説には資本家は広東の張某と云ふチャンチャンの金満家にて日本の五港は元より東京大阪等にも支店を有する者故日本国中沖縄の八重島にても北海道の千島にても取引が出来ると言ひ居るとか又或る支那人の説には此行は香港及び新嘉坡の英巨商が設立せる者にて其資本の確實なる匯豊銀行〔香港上海銀行〕にも劣らざる程なりと デ、ソーザが言ひしとか如斯く英漢二国人の間所各異のみならず其名の日本的なる故に世間が最も重きを置く所の日本人が其株主資本家を知る能はざるは抑々奇怪不思議の本体を有する銀行なる哉 而して其の本部は本邦に在つて支部は当地に在るものと伝称せらるれば此の成行如何に依つて多少の毀誉を本邦経済間に有するや疑ひなし併し此の種の銀行当国には取て目新らしくも思はれず曾てマクレン〔Maclean〕と云ふ葡人暹羅皇族を勧誘して一銀行を創立し大いに暹人の信用を博し巨万の貯金を得

るに至るや俄然として銀行の身体〔身代〕限りを行ひ皇族は泣き貯金主は怒ると雖どもマクレン其人は一時に巨万の富を造り今に於て各種の事業を営み当地屈指の商業家中に算せられ居るが如きは其一例なり夫れ斯の如く暹羅の事業は變則的の仕事にして本邦人の正確なる規則的の脳髓には予想し能はざる所なれば只外形に現る所の現象を以て正実のものと思ふは大早計たるを免れず

金庫主管 此役目は銀行中の主なる部分なるや論を俟たず故に其人を選むや正実にして恒産的ならざるべからず而して此行の此役を勤むるものは如何なる人ぞ当地在留者中最も日本人の名誉を毀損すべき営業即ち娼家の主人にして其姓を村上名を市松と唱る人なり堂々たる銀行然（しか）も社会の上流に在て経済機関の調理を主（つかさど）る国家有数の業務を営むもの其人を得るに娼樓の主人を用ひざれば他に適任者を有せずとは日本を冠する名称の下吾人の慚愧に堪へざる所なり是れ蓋し底には孔（あな）あり上には蓋（ふた）ある目的の有る所なり何となれば此村上某は当地在留娼樓中第一位を占る親方株にて同人を籠絡するとき是在留醜業婦の洋人臭き貨幣〔醜業婦は主に西洋人を相手としているので〕は悉く此銀行中に吸収貯蓄せしむるを得ればなり而して此苦々敷商業は当地在留商人の売場高より数層倍の多きに達すれば利に敏（さど）きポルトキ〔Portuguese〕先生早くも茲に着眼し名を取るより利を取れの実利主義に依て此人を金庫主管なる重役に採用せしなり蓋し此金庫主管なる役を勤むる者は保証金として二千末〔パーツ〕（千二百円）の身元保証金を収むべき約束の由但し月給は一ヶ月五十末（三十円）の実額なれども世間には百末則六十円と号し居れり書記長即ち帳簿管理たる者は武藤（ぶとう）美一なる者に年末だ成丁を超えざる風来的の書生なり其資産なく名望なきは書役としては咎むる所なけれども是以上に重役なく是以下はデ、モリー（マ、デ・ソーザ？）先生の妾弟某と植民として送られたる労働者二三人を以て銀行全般の業務を遺繰り致し居るとは数十万の資本を有すと称誇る銀行の形体として何となく物足らぬ気持ぞせらる

銀行の営業主目は貯金を為換貸金荷為換等他の銀行と敢て異なる所なれども唯特色と目すべきは金を貸度（たき）ことにて即ち日本人なれば資産名望の如何を問はず金を貸さんと言（いふ）こと是なり故此に石橋三郎氏の如き当地に在ては資産名望地位なき壯士の人物でさへ二千末（千二百円）の資本を流用し得るが如し是蓋し好餌を与へて魚を釣るの手段にて永く行ひ得らるべきことに非るを在留日本人の浅薄なる智見の茲に及ぶ能はずして十金を貯蓄すれば百金を借らるべく百金を預（あずく）るときは千金を貸すべしとの言を信じ日用品を節するも貯蓄を實行するが如きあり若し古人が言ふ所の大欲は無欲に似たりの実例を求めば遠からずして之を見るに至らんか

今 デ、ソーザ氏の意中を揣摩（しま）するに日本が戦勝の余威を借り又日本の富は深遠極なしとの言当国人に唱へらるる恩恵を戴き日本人の名称を冒冠して其股富の余流が溢れて当地に及べる銀行なるを推想せしめて徐ろに運人の囊中を傾けマクレン二代の劇技を演ぜんと欲するに在り故に当初日本人の歡心を買ひその根本を深し容易に化（ばけ）の皮を剥奪せざらんと勉るのみ敢て其財を傾け其資を奪はんと欲するにあらざるなり然れども今日の現況を以て見るに暹羅人は前轍に恐れ容易に其術中に陥るの陋を再びせざるが如し然れば勢必ず反衝の結果を生ずべきは理の当然なり日本人たる者豈戒心せずして可ならんや

以上述るが如く在留人の商業及び日本暹羅銀行の内幕は大抵斯の如きに過ぎざれども尚其関係は如何の情況に在るかは吾人が知らずんばあるべからざる所なり故に其点に就て尚類に触れ所に依りて記する所あるべきなり

日本人仏国領事保護の下に立つ 日本暹羅の兩國は和親の条約あるも通商の約を定めず而して公使領事の駐在するに非れば在留日本人は仮令ひ最惠国條款に従て各種の権利を有するにもせよ一朝紛争の起るれば無識なる暹羅法権の下に屈伏するの不幸あり茲に於て在留者の或一派は世界中最弱国たる和蘭領事の保護の傘に隠れんと日本政府に出願せり然れども或他の一派は反対の角を振立て大に之に抗議せり今其謂れ因由を源（たづ）ぬるに此保護説の発起者はポルトキのデ、モリー（マ、デ、ソーザ？）と在留者の某々等が手前味噌の塩辛を目見るより葡領事を昇（かつ）ぎ廻れる魂胆にて其の実権は後文記する次第にて明知せらるる所なり然れども在留人の多数者は欧米崇拜の奴隸根性を脱せざる者なれば之に面従せるも一二の某々等は大に此に反対の矢を放ち日本人は日本領事或は事務官の在留を促して其保護を仰ぐべし何ぞ人種利害を異にせる他国領事の保護に就くを願ふべけんや詔（いわん）や弱国劣等の蘭領事の如きをやと両々相凌（し）ぎ未だ其雌雄を定むる能はざるに「サイアム、フレープレス」は報じて曰く日本人は仏国領事の保護下に置くに日本政府は電達せりと茲に於て在留日本人の親方石橋三〔石橋三郎〕檄を四方に伝へず分の甲乙（たれかれ）を呼集めて議する所あり其結果として日本政府に歎願の書面を差出し仏国保護は在留人に不可なる所以を痛言し又暹羅外務省に出頭して仏国保護を受くるは在留者の意に非るを陳謝し頻に其非を鳴すと雖も其効なく遂に仏国領事の保護を受くるの止むを得ざるに至りたり是より磐谷府中波瀾激動して種々の演劇を戯作し通信社の種子を増加するに至れるは馬鹿馬鹿しき次第なり猶委細は次便に附せん（完）

なお、上記「暹羅事情」は『殖民協会報告』第35号（1896年3月25日発行）に掲載されている。

塙薫蔵は「石橋三郎小伝」の中で、石橋とソーザの関係を次のように書いている。正確とは言えない記述もあるが、他にはない事柄も記されているので参考のため下に引用する。

〔明治〕二十八年二月岩本は第二回の移民募集の爲め帰朝した。禹三郎は第一回の移民は全然失敗に終りたるので、第二回移民の來着を待つこと一日千秋の思をなせしも終に來らなかつた。彼は岩本の頼むに足らざるを看破し、賢子共に謀るに足らずとなし、新に事業を計画し、サイアムプレス社長（マ）英国人ソーザを説き、日暹銀行を創立せしめ資金調達の途を得て、盤谷市中に商店を開き、日本ビール、平野水等の卸売業を開始した。此の時又平戸より山田貞一〔土

とにかく、日本政府から在タイ日本人の保護の依頼を正式に受けたフランス弁理公使ド・フランスは、日本政府が在タイ日本人の保護をフランスに依頼した事実を、1895年10月21日(月曜日)付で、次の記事のように在タイ日本人に告示し、フランス総領事館で保護民の登録をすることを求めた。

THE JAPANESE IN SIAM

The following notification was received and posted in the French Legation on Monday:-

The Minister Resident of France intimates to the subject of the Japanese Empire residing in Siam that according to instructions received from the Government of the French Republic and a communication received from His Excellency the Marquis Saionji, Japanese Minister for Foreign Affairs, all Japanese subjects are at the request of the Imperial Government placed under the Protection of France. Japanese subjects can present themselves any day at the Consulate General of France to receive their papers of registration.

(Signed) A. DEFRANCE¹¹.

フランス弁理公使は、暹羅に居住する日本帝国臣民に公示する。フランス共和国政府からの訓令および日本外務大臣侯爵西園寺からの通牒により、日本帝国政府の要請により全ての日本臣民はフランスの保護下に置かれた。日本臣民は何時でもフランス総領事館に出頭して、保護民登録証を受領することができる、という内容であった。

この告示を受けて、在タイ日本人の多くはフランス総領事館で保護民登録手続を行ったことは疑いない。例えば、巻末付録(3)の文献によれば、石橋禹三郎は已むを得ず保護民登録第一号となった。また、告示直前の10月17日に第2次タイ移民を率いてバンコクに到着した宮崎滔天がフランス保護民(Protégé Français)登録をしたことを示す身分証明書(No. 8)が現存している¹²。

1895年11月には、バンコクの王宮前広場に小屋掛けして上演していた Japanese Takalagawa Troup という日本人のサーカス団が盗難に遭い、フランス領事に保護を求めた¹³。

族、1895年8月23日旅券下付、24歳)、佐志雅雄[平民、1895年8月27日旅券下付、19歳] 渡遅し来りしが、移民事業の蹉跎を見て失望せしも、既に東方亜細亜復興の壮志を抱いて郷関を辞し、万里の波濤を蹴つて渡遅したるもの、小挫折を以て其の志を變ずるものではない。彼は同郷の同志四人[松野恭三郎、荒川雅五郎を加えて四人]と新方面に新生涯を開拓せんとして種々方策を廻らし、ソーザに資金の補給を請ひ、西洋洗濯、製靴業、家具製造業等を計画し、松野其の主任となりて事業を開始した。然れども収支償はず維持甚だ困難に陥いつた。彼は又平戸より理髪業野村幸太郎[正しくは幸之助、平民、1895年10月29日旅券下付、33歳]を招致して理髪店を開業せしめたるも、困苦欠乏に堪ふるの勇氣なく、懐郷病に罹り須臾にして帰朝した(付録「石橋禹三郎小伝」、塙薫蔵『浦敬一』(淳風書院、1924年)所載、10-11頁)。

¹¹ *Bangkok Times*, 24 Oct. 1895

¹² フランス共和国在バンコク総領事館(発行者はフランス弁理公使兼総領事ド・フランス)が、1895年10月26日付で発行した、宮崎(熊本生、24歳、職業:在シャム日本移民代理人)は、フランス保護民(Protégé Français、タイ語では อยู่ใต้อุปถัมภ์ฝรั่งเศส)であると記されたフランス語タイ語並記の身分証明書の実物が存在している(前掲宮崎龍介・小野川秀美編『宮崎滔天全集 第五巻』、口絵写真)。なお、同書は、同証明書の発行日を1895年10月16日と誤読している。

¹³ Takalagawa は、ローマ字の日本人名中にLを用いた奇妙な表記ではあるが、これが正しい自称であることは、1895年10月末の数日間 *Bangkok Times* に、「Japanese Takalagawa Troup」という名で、「団員の病のため10月29日(火曜)夜9時開演まで延期」(*Bangkok Times* 1895年10月26日号など)と広告を出していることから間違いない。このサーカス団(タイ語では คณะละครจีน)は、どのような曲芸を出しものにしたのか、抑もどのような旅芸人であったのかさえ、今のところ皆目判らな

フランスの保護民獲得の目的

フランスは在タイ日本人をも含む保護民増加に努めたが、それはフランスにどのような利益を、一方、タイにとってはどのような不利益をもたらしたのであろうか。

タイが1855年4月18日にイギリスとの間に締結した修好通商航海条約を手始めに、欧州各国計11ヶ国と締結した同種の条約には、在留外国人を所属国の公使館領事館に登録させる規定があった。

登録制度の目的の変遷について、1907年に日本の外務省員（但し作成者名は記載なし）が作成した「保護民の登録に関する暹羅と各国との関係」と題した文書は、領事館における登録の意味が、当初の居留地制度の代替物から、仏英等のタイにおける勢力拡張のための対タイ駆け引きの手段へと変化したことを次のように述べている。

暹羅と諸外国との交通開け諸外国人の暹羅に来往するもの多きに及んで暹国政府は特に外国人居留地なる区画を設け其地域内に限りて居留を許すの方法をとらず全国殆んど到る所居住往來の自由を認めたれども唯在留外国人は其の所属国の公使館又は領事館に於て登録を受くべきものと定めたり 此制度は1855年の英暹修好通商航海条約に於て始めて認められ暹羅と通商条約を締結せる国は多く之に模へり…我国及米国との条約を除くの外悉く此主意の規定を置けり 蓋し在留外国国民登録の制度は其初めは単に取締の爲めに設けられたるものなるべく或は居留地制度の如きものと代るべき方法として諸外国も亦暹国も共に之を便宜とし斯く多数の条約に規定せらるるに至

い。グーグル・ブックスの検索から、1895年刊行の *Selangor Journal* に “The Takalagawa Troupe of Japanese performers” がクアランプールで上演したこと、その二年前にも上演していることが記載されていることが判るだけである。

Takalagawa サーカス団は、バンコクのサナムルアン（王宮前広場）の角にあるラックムアン廟の近くにテントを張って上演していたが、1895年11月15日夜に事件が生じた。

1895年11月16日付で、Jos. de Pina フランス領事が、バンコクの警察を掌る畿内大臣ナレト親王宛てに次の書翰を送った。即ち、“M.Takalagawa, Director of the Japanese Circus, French Protégé” の申出によると、11月15日夜サナムルアンの日本人サーカス団のテントを警備していた警察官（下士官クラス）のナーイ・レックが、サーカス団の楽屋から上着やスーツを盗んだ。上着の中には、銀の鎖のついた金時計と二枚の香港上海銀行券、10 パーツ、5 パーツのシャム貨幣が入っていた。また、別の団員のスーツも盗んだ。これに関してはイギリス籍のムスリムで、イギリス公使館の通訳イブラヒムという証人がいる。また、警備の警官と兵士が中をのぞき見しようとしてテントに大穴を開けたうえ、彼等が投げ入れた石が、団の雇員（ムスリム）の頭に当り負傷させた。レックに盗んだ物を返還させ、また負傷者に補償を行うように求める、と（タイ国立公文書館 7.5 4.52.5/17）。

上述のようにフランス領事は、日本のサーカス団長をフランス保護民（French Protégé）と明白に記している。この団長は、フランスが在タイ日本人の保護を引き受けたことを知って、フランス領事に訴えたものであろうか。なお、タイ側公文書では団長名の表記は混乱しており Talakagawa 若くは Talokagawa と書いた文書もある。

畿内大臣はブラ・アナン警察部長に証人イブラヒムとレックを尋問させた。証人はレックが布の様な物を持ち出したのは見たが、時計などが入っていたかどうかは不明だと証言し、一方、レックは否認した。警察部長には、決定をする権限はないので、原告（日本人）と被告の両人を第二ポーリサパー（バンコクに3カ所あった、タイ側の裁判所、自由刑六箇月以内の軽犯若くは係争価格200 パーツ以内の民事事件を担当）に連れて行った。原告が、被害総額は202 パーツであると申告したところ、同裁判所は訴訟金額が権限をオーバーしているという理由で受理しなかった。そこで11月29日に、警察部長は経緯を記した文書とともに外国事件裁判所（治外法権を享有する外国人が原告となってタイ法の管轄権の下にある者と争う、タイ側の裁判所）に送付した。しかし、外国事件裁判所も取調調書が作成されておらず、手続法に反するので受理できないと受け付けなかった。12月26日になっても、司法大臣は、もし日本人が手続法に従って訴えれば、審理すると畿内大臣に答えるのみであった。

当時のタイでは近代的裁判の真実事が開始されたばかりであった。タイ語も法律知識もなく、頼りにできる法律顧問もない日本人がタイ法廷で争うことは実質上不可能であったであろう。加えて、サーカス団はいつまでも在タイしている余裕もなく、遂には泣き寝入りになったものと思われる。タイ側が、窃盗を否認した警察官を刑事事件で調べたかどうか、不明である。筆者は、この事件が *Bangkok Times* に報じられていないかどうかを調べて見たが、見つからなかった。

りしならん 故に前記諸条約の文字より見るも又之を規定せる主意よりするも各国公使館又は領事館に於て登録を受くるものは単に当該国臣民のみに限るべかりしことは明白なり 然るに仏英其の他二三の国は此在留外国人登録の制度を利用して一は其の有する領事裁判の範囲を拡張して暹国を苦め 一は自国保護の下に在る人民を多くして其勢力を張らんが為め暹国の国力微弱なると其法制の不備なるとに乘じ漸次領事館保護民と称するものを設け之を自国領事館に登録して以て暹国の法権以外に立たしむるに至れり 而して各国の保護民漸次國中に増加するに至り暹国は其法権を意の如く行ふを得ず時には立法の自由も掣肘を受くるの有様なりしを以て大に其弊害を悟り殊に仏国が盛に無条約国民たる支那人を登録して暹国の一大財源を失はしめんとするの虞ありしに依り鋭意保護民絶滅の策を講じたり 晩近に至り暹国の国権恢復策は大に進捗し英丁仏蘭諸国とは既に登録民の範囲及之に及すべき裁判管轄権に付条約を結んで之を明確にし又仏国との間に於ては今年〔1907年〕に至り多大の犠牲を為して著しく此点に関し有利なる地位を得たるが如く其他独逸国とは目下之に関する交渉を重ねつつあるが如し¹⁴

特に 1893年10月3日のシャム・フランス協約（Convention）以後、同協約第4条によりフランスは、インドシナ地域出身の先祖をもつタイ住民を保護民として強引に登録した。同上文書は次のように解説している。

仏国政府は本条〔協約第4条〕を解釈してラオチアン〔ラオス〕人安南人及柬埔寨〔カンボジア〕人は爾後仏蘭西臣民として仏国の保護の下に置かれたるものなりと主張し暹国政府は又本条の主意は斯くの如く広義のものに非ずして条文の前段は単に戦時に拘禁したる人民を解放することを約し後段は其帰国を妨げざることを約したるに過ぎ前記諸種の人民に対する仏国の保護権を承認したるが如き性質に非ずと主張せり 兎に角此両国の争を以て見れば或種類の人民に保護を与ふると謂ふは随て之を暹国の法権以外に置くことを意味したるものなること明かにして暹国が仏国の主張を納れざりし理由亦実に此点にありしなり

因みにシャム・フランス協約第4条の条文は次の通りである。

シャム政府は、何らかの名目で拘禁している一切のフランス臣民（French subjects）、安南人、メコン河左岸のラーオ人、カンボジア人をバンコクのフランス公使又は国境のフランス官憲の処分に一任しなければならない。シャム政府はメコン河左岸の元住民が、原居住地に帰還することを何等妨げない。

言うまでもなく、タイと武力紛争を起し、1893年10月3日締結の条約（Treaty）でメコン河左岸（メコン河の全ての島を含む）の広大なラオス（タイの直轄統治地域及び属国の両者から成っていた）を奪ったフランスに対し、タイの上下は深い憎悪を有していた。しかし、フランスの侵略は、

¹⁴ 外務省記録 4.1.2/4-6 「帝国領事裁判権及裁判事故関係雑件（暹国に於ける保護民の領事裁判権取調）」

1893年10月3日のシャム・フランス条約で終了しなかった。1890年代半ばのシャム・フランス関係の詳細については別稿で検討する予定であるが、簡単に記せば次のような状況であった。

日本政府が、フランスに在タイ邦人の保護を依頼した1895年という時期は、更なるタイ領土奪取の意図を有するフランスとタイの対立が激化している時期であった。1893年10月3日協約第6条により、タイ領土であるチャンタブリーの保障占領を仏軍が続けていただけではなく、1895年4～6月には、フランスがルアンプラバン対岸のタイ領土を強奪するために同地のタイ側官吏を捕らえ、これに対してタイ政府がフランス外相に抗議を重ねる¹⁵という事態が生じた。また、フランスは1893年10月3日条約第3, 4, 7条によりメコン河右岸25キロ圏のタイ領土を非武装化させたが、この25キロ圏にフランスはCommercial Agentと称する官吏を多数配置してタイ側の行政に干渉し、25キロ圏のフランス領化を図っていた¹⁶。

フランスは上記協約第4条の規定を一方的に拡大解釈して、パヴィ駐タイ公使及び後任のド・フランス公使は、フランス領事をタイ各地に派遣してはインドシナ地域出身の先祖（ラーオ、チャム、クメール、ベトナム人等）をもつタイ住民を、数万人もの多数、フランス保護民として登録しフランスの裁判管轄権（領事裁判権）のもとに置いた¹⁷。同時にフランスと何等関係のない中国人までも、自国領事がない在タイ外国人という資格を設けて保護民登録をした。これによってタイの法秩序に大打撃を与えた。

また、主に1820年代後半にシャム領に強制移住させられたウィエンチャン地方のラーオ人を5万人規模で、フランス領となったラオスへ帰還させた。これは、人口過少のタイに、大きな損失を与えた。

タイ側は、フランスに保護民として登録した者のリストの提示を要求したが、フランス側はこれを拒み、タイ側はフランス公使館前に人を派遣して公使館に出入りした人数、人種等を数える外なかった¹⁸。保護民問題の解決と引き換えにタイ側に領土割譲などを要求するという交渉が本格化した1899

¹⁵ タイ国立公文書館 ㊦ 6/10

¹⁶ タイ国立公文書館文書 ㊦ 40.29 に多数の事例が報告されている。なお、詳細は別稿で検討する予定である。

¹⁷ 1895年10月24日にプラ・スリヤヌワット駐仏臨時代理公使は、ガブリエル・アノトー仏外務大臣に、パヴィ前公使とド・フランス新公使が、シャム国のタイ人をフランス保護民として登録しているのは違法であると抗議している（タイ国立公文書館 ㊦ 40.32/4）。

¹⁸ 1895年9～12月に於いて在タイ仏公使館に入館した外国人人数調査

1895年	中国人	ラーオ人	チャム人	クメール人	ベトナム人	日本人	Pa-O人	国外ムスリム
9月	256 (0)	176 (3)	196 (4)	16 (0)	12 (2)	0	0	7 (0)
10月	237 (0)	472 (5)	417 (3)	35 (0)	38 (7)	2 (0)	1 (0)	0
11月	256 (0)	176 (3)	206 (4)	16 (0)	12 (2)	0	0	7 (0)
12月	170 (0)	71 (0)	176 (0)	0	0	0	1 (0)	0

(出所) タイ国立公文書館 ㊦ ㊦.5/10 より筆者作成、()内は、総数中に占める女性数である。

タイ政府は、畿内省下の警察に毎日フランス公使館前に探偵を派遣させてフランス公使館に出入りする外国人を、民族毎に分けてその人数を調べさせた。上記の表は、このうち1895年9～12月の4か月分に限って村嶋が表にしたものである。これらの人々のうち、フランス保護民として登録され身分証を下付された者は一部に過ぎないが、訪問者数から見て保護民登録希望者が少なくなかったことが判る。なお、10月に訪館した日本人2名は、10月25日に訪館して身分証の発行を受けたことが注記されている。この中の一人が、10月26日付のフランス保護民身分証明書の発行を受けた宮崎滔天なのか否かは記載がない（本稿注12参照）。いずれにしても、上記4ヶ月の間に日本人の訪館者として記録されているのは、この2名だけである。日本政府が在タイ邦人の保護を依頼した1895年9月14日から12月末迄の間には、本稿161頁に見るように多数の邦人が登録のため訪館した筈であり、タイ警察の調査で日本人訪館者が2名に止まっていることは、タイ警察の調査が杜撰であったことを示していると思われる。

年になってから、ド・フランスは1899年3月末現在のタイに於けるフランス保護民数は1万4000人であると明らかにした¹⁹。1899年10月4日にバンコクで行われたド・フランスとテーワウォン外相との交渉では、ド・フランスは「インドシナ地域出身者の在タイ子孫については未だリストを作成していないので、人数は不明である。一方中国人のフランス保護民は900人である」²⁰と述べた。

フランスには、不当な保護民登録でタイ政府を困らせた上、手控えることと引き換えに代償として新たに領土を獲得しようという計算があった。フランスが在タイ日本人を、インドシナ地域出身者の子孫や中国人と同様に、保護民としてフランス領事館に登録したことは、日本人をフランスの利益のために利用しようという意図があったのである。在タイ日本人は、図らずもフランスの利益獲得の道具にされてしまったのである。

タイ側の不満

在タイ日本人をフランスの保護下に置いたことに対するタイ側の不満は、1895年10月26日付ブラ・スリヤーヌワット駐仏臨時代理公使からテーワウォン外務大臣宛の次の公信からもうかがうことができる。

[1895年] 9月10日及び16日付貴信拝受。日本国が在暹日本人の保護およびその利益の保護をフランスに依頼した件に関して、暹羅外務省は日本の外務省に真実を説明すべきである。即ち、フランスの保護民登録は、暹羅国を圧迫する手段であり、日本の真の利益を保護する目的に発したのではないこと、及びフランスは暹日両国間の友好維持に資するために使うのではなく逆に我々東洋諸国間に分裂を引き起こし困難を生じさせようとしていること、を。当地のパリでも間接的に日本の公使に話してみるが、バンコクからも直接日本側に文書を送るべきである。暹羅は政策として、日本との貿易と親交を深めるべきである。それによって、日本が暹羅に領事館や公使館を必要とするほどに、日本人の暹羅における利益を増大させるべきである。これが実現するには時間がかかるであろうが、しかし今その第一歩に着手せねばならない。これは Rapprochement 政策であり、暹羅国と日本国間の親交を深めるやり方である²¹。

修好通商航海条約締結の任務を与えられて初代駐タイ公使として、1897年5月28日にバンコクに着任した稲垣満次郎は、同日オリエンタルホテルに仮公使館を開き、6月2日に摂政（チュラーロンコーン国王は訪欧中）のサオワパー皇后に信任状捧呈。6月15日にテーワウォン外相に条約交渉開始を申しこんだ。タイ政府は6月25日にテーワウォン外相一人を条約交渉の全権委員に任じた。日本政府が領事裁判権を求めたうえ様々注文をつけたこともあって、条約交渉には思いの外長時間を要し、1898年2月25日になってどうにか、日本暹羅修好通商航海条約（全16条）および議定書（全3項）の調印に漕ぎ着けた。稲垣は条約交渉が順調とは言えなかった理由の一つは、日本政府が在タイ邦人の保護をフランスに依頼したことにタイ側が不快感を持ったからである、と下記摘要で述べて

¹⁹ タイ国立公文書館 館内 40.23/1

²⁰ タイ国立公文書館 館内 40.23/2

²¹ タイ国立公文書館 館内 40/64

いる。

条約調印の大任を終えた稲垣は、1898年6月1日に東京に帰着。バンコクから準備してきたと思われる、長文の「日暹修好通商航海条約締結談判顛末摘要」を直接、西徳二郎外務大臣に手渡した。その摘要を稲垣は、次のように書き出している。

一、条約談判開始前の準備

本官〔稲垣〕全権委員として日暹修好通商航海条約締結談判を開始するに先ち暹国の状況及同国に於ける日本国の位置に関し探究せるに、第一、時恰も国王陛下欧州漫遊中〔チュラーロンコーン国王は1897年4月7日から12月16日まで欧州旅行のため不在〕に方り政務は摂政會議に於て執行せられ重大なる外交事件は国王陛下帰国せらるる迄は執行せざることに内定し居り宮廷の内部に於ては各親王互に陰謀を逞ふし権勢を争奪せんことを試み一事件に当て自ら責任を負ひ之を執行すべき政治家としては絶て無きが如き形勢なり。第二、暹国は従来の關係上仏国を敵視し居るに際し在留〔日本〕帝国臣民の保護を仏国公使館へ依託したるに因り暹国朝野の感情を書したること甚しく、第三、従来暹国へ渡航したる〔日本〕帝国臣民は無資無産の徒、冒険者又は詐欺に類したる所業を為せるもの等多く為めに日本人一般の信用を失ひ居り、第四、日清戦争後欧州列国が帝国政府の挙動に注視し来りたるを以て条約談判の経行如何に付ては各駐劄公使の注目する所となり且暹国と欧州諸国との条約は大概三四十年以前に締結せられたるものにして改正の時機も近付き居るが故に日暹新条約は改正条約の模範となるべきものなるべしとて殊に注意を惹くに至り機会あらば妨害をも加へんとの形跡あり

事情斯の如く困難なるを以て本官は勤めて摂政皇后陛下を始め皇族親王各大臣と親密に交際し帝国が暹国へ対する友好なる姿勢を感ぜしむることを謀り、仏国公使館へ依託したる在留帝国臣民の保護は早速之を引続〔引継〕ぎ、在留日本人に対しては最も厳正に処し、又各国公使へは条約談判を開始せざる外見を粧ひ以て稍々逆境より順境へ移るの途を得たり²²

稲垣は、在タイ日本人の保護をフランスに求めた日本の政策がタイ朝野の人々の対日感情を害したこと、また、来タイした日本人の多くは無資無産の徒、冒険者、詐欺的行為者であったため、日本人一般の信用が失われたことを指摘している。稲垣が批判した来タイ日本人に、岩本千綱も含まれていることは間違いない。

日本暹羅貿易商会（別名桜木商店）を1895年8月8日にバンコクのバーンラックの銀行跡地に開店し、1896年2月10日までバンコクに滞在していた山崎喜八郎（1867-1912）は、日本政府が在タイ日本人の保護をフランスに依頼したことを知ったバンコクのタイ人、日本人の反応を次のように記している。

²² 外務省記録 2.5.1/17「自明治十三年至明治三十一年 日暹修好通商航海条約締結一件」、なお、引用文中の下線は筆者が付したものである。また、1897年1月に川上操六中將一行が訪タイしてチュラーロンコーン国王への拜謁を希望した時、同国王はド・フランス公使が同行するなら川上一行にも会いたくない旨語っている（村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」、『アジア太平洋討究』第27号、2016年10月、34頁）が、ここにも同国王の対仏不快感が示されている。

此年（二十八年）九月下旬の事なりき、我日本政府が突然在暹同胞人保護の事を磐谷駐劄仏国領事庁に依托するに当てや予輩在留日本人の事業上此に端なく一の困難を生ぜしめたり、前既に述べたるが如く抑も仏国及暹国との関係は当時一層必迫して殆ど氷炭相容れず、例の傍若無人一意侵略的仏国の所為行動に対し暹人が不俱戴天の怨敵と云へる感想は須臾寝食の間と雖も敢て仏国と云へる念慮を離れざる処なり、斯の如き両国関係の状況なるにも拘らず我日本政府は前述在暹同胞保護の事を而かも撰びに択んで彼れ仏国領事庁に依托したるに就ては如何に暹国朝野の感触を害ひ在留日本人の人氣を損じ従て現在及将来に実施せんとする諸般の事業に影響を及ぼして一大不利益を与へしめたるかを想像するに足る可し、而して一方に於ては予て機会もあらば日本人の対暹事業を妨害せんと待構へたる仏国は好機至れりと為し陽には其法律保護の名目を利用して陰に之を抑圧掣肘せむと勉めたるが如きは確かに蔽ふ可からざるの事実たりしなり、事体斯の如し於是乎我有志は會議を開き或は部署して暹羅朝野の人士に説きしめ其他種々尽す処あつて漸く従來の感情を回復し僅に相互の間を円滑ならしむるに至れり、之実に熱心なる當時在留同胞が至誠の功に歸せずばあらざるなり、然ども到底在暹我同胞の生命財産を挙げて此不規則不信用なる暹国法律の下に放任し了す可きにあらず加之同胞人の渡来するものは一日より多きを加へて彼我的交通及貿易又將に之より開けんとするの今日に當り一の領事官庁を創設するは蓋し當時の一大急務に属せり故に我有志は議して是等に関する陳情又は建白書を本国政府に送呈することと為せり、此時に當り我日本暹羅貿易商会〔桜木商店〕は在留日本人代表の一人として右建白書に署名し且つ該建白書の草案者として聊か其当然の義務を尽すことを得たりしを喜ばずむばあらざるなり²³。

フランスはタイ領土強奪の継続と根柢に乏しい保護民登録を強行し、タイ人の対仏感情は極めて悪化していたが、日本においてもフランスはドイツ・ロシアと共に日清戦争後の三国干渉で遼東半島の返還を強要し（1895年5月4日に日本政府受諾決定、翌5日通知）、日本世論の大反発を喰らったばかりであった。これにも拘わらず、日本政府はどうしてフランスに在タイ邦人保護を依頼したのであろうか。

当時は、第2次伊藤博文内閣（1892年8月8日-1896年9月18日）の時期であり、外務大臣は陸奥宗光（在職1892年8月8日-1896年5月30日）であったが、陸奥は病休中につき文部大臣の西園寺公望が外務大臣臨時代理（1895年6月5日-1896年4月3日）を務めていた。外務次官は陸奥の腹心である原敬（在職1895年5月21日-1896年6月11日）であった。西園寺公望（1849-1940）は、1870年代に20歳代の殆どをフランス留学で過ごした。原敬（1856-1921）も、フランス語知識を生かして新聞記者をしていたが1882年末に外務省に採用されて後、1885年から3年余、公使館書記官として在パリ公使館に勤務した経験がある。原はフランスから帰国後農商務省で参事官、大臣秘書官（1890年5月から陸奥農商務大臣の秘書官）として勤務し1892年8月に陸奥が第2次伊藤内閣の外務大臣に就任すると同時に同省の通商局長として採用され、陸奥の病休直前の1895年5月外務次官に昇進した。原は外務省在職わずか8年余、39歳にして外務次官に就任したのである。

²³ 山崎喜八郎『図南策実歴譚』鐘美堂支店、東京、1899年12月25日発行、27-29頁

仏独露の三国干渉に、日本世論が沸騰していた当時においても、西園寺外務大臣臨時代理一原敬次官コンビがフランス側の要請に応じて、在タイ邦人をフランスの保護下においたのは、タイの事情に疎かったのみならず、フランス経験が長い兩人が、フランスに親近感をもっていたことも一因なのであろうか。いずれにしても、日タイ関係の発展という観点から見れば、見識を欠いた拙劣な決定は稲垣満次郎が指摘するように全くの失策であった²⁴。

X 岩本千綱の領事館設置運動

卷末付録(2)の「日暹条約談判の由来(岩本千綱氏の談)」によれば、1896年1月に岩本千綱は、石橋禹三郎から、日本政府が在タイ日本人の保護をフランスに依頼したことを糾弾し、これを取り消すように運動して欲しいという主旨の手紙を受け取った。そこで、外務省の原敬事務次官に面会したところ、原は問題解決の方法は、日タイ間に通商条約を締結しバンコクに日本の領事館を置くことであると語り、政府批判派が多い国会で政府案が支持を得ることができるように、国会議員自らが在タイ領事館設置の建議案を提出するように岩本に運動して欲しいと依頼した。なお、この時期の『原敬日記』の記述は大雑把で、岩本と面会した件は記録されていない。

岩本が原敬に面会した前後の、1896年2月13日に第2次伊藤内閣は、西園寺外務大臣臨時代理の提案により、タイに対し修好通商航海条約締結交渉開始の打診をすることを閣議決定した。この決定により、2月17日には西園寺からテーワウォン外相宛に下記の文書が送付された。

明治二十年殿下〔テーワウォン親王〕及青木子爵の調印せられたる和親通商に関する宣言の結果として日暹両国間の交通並通商逐日隆盛に赴き候に付ては其当時予期せし如く完全の通商航海条約を締結するの時機今や已に熟したる様思考せられ候就而者暹羅国皇帝陛下の政府に於ても此点に付御同見に候哉且右条約締結の爲め談判を開始するの意向を有せらるる哉否承知致度何分の御回答有之候様致冀望候²⁵

岩本千綱が原敬外務次官に面会したのは、日本外務省がタイに修好通商航海条約締結打診を積極的

²⁴ 時代は少しあとになるが、1922年11月13日付で、在暹(シャム)特命全権公使矢田長之助は、外務大臣伯爵内田康哉に宛て、「在暹帝国公使館サービス改善に関する卑見」と題した、長文の意見具申を行い、日本の対アジア外交の無定見を痛烈に批判した。その書き出しは、次の通りであるが、矢田が勇を鼓して告発した日本外交当局のアジアに対する見識の無さは、既に西園寺、原においても現れていたようである。

当館は従来閑却に閑却を加へられ稲垣公使在任時代を除いては殆んど其存在をすら忘れられたるやの觀あり 殊に比年当館は傳統的に一種の左遷地を以て看做され来り当館在勤を命ぜられたる者がその全部と迄は言はざるも殆んど大多数不平と不満を抱懐せんは否む可らざる事実なり 由来外務省には欧米在勤者を利け者〔きけもの〕扱ひにし当館等に勤務する者を目して田舎巡りと呼ぶの習例を馴致し或は当館在勤の命令を以て辞職の間接懲罰と感觸する者ある亦強ち咎む可らざる状態に在りき 如斯は当事者自身が時代の進展に盲目なるの致す処而して帝国外交の刷新上最も浩嘆すべき事実なり

由来青年外交官が徒らに欧州勤務に憧憬し国交及經濟的見地より極めて重要な新意義を有する暹羅は言はずもがな進んで支那各地南洋印度等に在勤せんとする勇氣ある者比較的稀少なるやに觀測せらるるは実に由々敷精神上の墮落にして此墮落を救済せんが爲には上局は宜しく従来の陋習を一擲し当館等に対する閑却的態度を改め当館の地位と權威とを向上せしめて従来之誤解と謬想とを一掃するに付何等劃切〔がいせつ〕なる方法を講ぜらるること刻下の急務なりと信ず(外務省記録 6.1.2/76-1「在外帝国公館關係雑件(在暹細亞南洋支那各館)」)

²⁵ 外務省記録 2.5.1/17「自明治十三年至明治三十一年 日暹修好通商航海条約締結一件」

に開始した時期²⁶であり、原敬は岩本千綱にも協力を求めたのであろう。

1896年2月29日の衆議院本会議で、「我帝国領事館を暹羅国に設置する建議案（山下千代雄君外四名提出）」が賛成多数で可決された。この建議は、巻末付録（2）の太陽論文によれば岩本の議員への働きかけで実現したものである。

「我帝国領事館を暹羅国に設置する建議案」の全文は次の通りである。

明治二十年一月〔正しくは、21年1月27日〕我帝国は暹羅国との親交条約〔修好通商に関する宣言〕を宣布し其の文中両国政府は其の臣民を保護し公使領事を置くを得る云々とあるも未だ完全なる通商条約を締結せず従て未だ公使領事を置くに至らず近時我國民の暹羅国に渡航移住する者漸く其の数を増し各自職業に従来（マ）するも未だ以て生命財産を安托するの機関備はらず我在留人民の之を渴望するや久し会々〔たまたま〕日清戦争の起るや我帝国は在留人民の保護を仏国公使に依頼し以て今日に及べり欧米各国は大抵暹羅国に公使領事を派遣せざるは莫し我帝国と完全なる通商条約の締結は固より急務なりと雖も尚ほ焉〔これ〕よりも急務なるは領事館の設置なり政府は速に領事を派遣し以て在留人民を保護するの道を全ふせんことを望む因て之を建議す²⁷

提案理由を、この日の議会で演説したのは、山下千代雄（1857-1929）代議士である。演説全文を以下に引用する。

私は本案提出者の一人でございますから、提出の理由を聊説明致さうと考へるのでございます、それで本案を説明致しまするには、成るべくだけ簡単にやりたいのでありますけれども、此暹羅国と日本との關係上に就いて、諸君は特に御調になつて居ませうけれども、併ながら其關係の大略を此議場に於て説明致しませぬと、本案に就いて諸君の御賛同を得るにも甚だ不十分と考へまするからして、成るべく簡単に關係如何と云ふことに就いて説明を致す考へでございます、で、歐羅巴諸強国の東洋政策は夙に吾々をして憂慮に堪えざらしむる所のものであります、而して日清の戦争以来、其結果として、彼の支那国は甚だ与し易き国であつて、さうして日本の侮るべからずと云ふ、明に証明したのでございます、それ故に彼の諸強国の意思と云ふものは、期せずして此日本を抑へ、又彼の支那国を征略すると云ふ方針に向ひつつあると云ふことは掩ふべからざる事蹟と考へるのでございます、而して諸強国が其東洋政策を遂ぐるに就きましては、其足溜りとする所の必要なる土地と云ふものを、此亜細亞洲中より得まして、さうして之を根拠として其志を逞うすると云ふことは、彼の政策としては最も必要であるのでございます、即ち彼の露国の朝鮮に於ける、或は仏蘭西の暹羅に於けるが如きものは、即ち英吉利の印度、或は香港に於けるが如きに倣〔なら〕はんと欲するに外ならぬと私は考へるのでございます、斯様な形勢の危急切迫なるに當りまして、彼の清国と云ひ、朝鮮と云ひ、暹羅国と云ひ、皆我日本と

²⁶ 日本外務省のタイに対する修好通商航海条約締結の働きかけについて、詳しくは前掲村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」、32-34頁参照

²⁷ 『帝国議会 衆議院議事速記録10（第9回議会 上 明治28年）』東京大学出版会、1979年、416頁。但し、引用文は筆者が片仮名表記を平仮名表記に改めている。

は所謂唇齒輔車の関係あるものでございます、それ故に是等の国に対しまして其文明を啓発し、独立を扶植し、而して彼の白哲人種をして其志を違うせざらしむると云ふことは、則ち我日本国の任務であると私は信ずるのでございます、我日本国が此大なる任務を尽し、而して大義を天下に伸べんと致しまするに就きましては、内に速に立憲政治の完備なることを期し、速に軍備の整頓を遂げ、又産業等、即ち所謂国力に関する事業に就いて、速に之を充実することを努めなければならぬのでございます、而して外に対しましては国力の許す限りに於て外交の地歩を進めまして、彼の貿易、彼の移住殖民の事業の如きものは、務めて之を奨励保護して、是が着々実行に至らんことを期せんければならぬのでございます、即ち本案暹羅国に領事館を設置することの必要なるものであると云ふのは、所謂我日本帝国の任務を尽しまする所の階梯としての重なるものの一つであらうと云ふの考へでござります、暹羅と日本との関係に就いて其大体を説明しまするに就いては、第一外交に就いて、第二貿易に就いて、第三移民に就いて、其関係如何を簡単に説明するやうに私は致す考でござります、

諸君、諸君が彼の暹羅と云ふ国を想像せらるると同時に、彼の暹羅なる国は我新領地の台湾と甚だ遠からざる距離を持って居りまして、而して東部亜細亞洲の一独立王国であると云ふことを御想像なさるであらうと考へます、又之と同時に二百六七十年前に、彼の山田長政なる人が孤劍浮浪の徒よりして、彼の暹羅国の高爵に上りまして、其当時は二千余人の日本人が彼の暹羅国に移住致しまして、頗る勢力を持って居りまして、今仍ほ其子孫が存在してであると云ふことを御想像になるであらうと思ひます、従つて古来より彼の国と我日本との関係の深いと云ふことに就いても、諸君が御分りになるであらうと思ひます、然るに此偉人山田なる人が去りまして以来、幕府の鎖国主義のために、明治二十年山田安太郎〔正しくは、明治21年2月に山本安太郎〕と云ふ人が彼の地に渡航致しまするまでは、殆ど日本人の跡を絶つたのでございます、然るに土佐の人でござりまして、岩本千綱と云ふ人が大に彼の国に見る所がありまして、さうして彼の国に渡航を致しまして、当路の大臣、皇族、華族、其他朝野の有力者に結託を致しまして、刻苦經營致しましたる結果として、昨年即ち二十八年に至りまするまで、日本国人の彼の国に移住する者が既に八十余人の多きに達したのでござります、然るに日、暹の兩國の交際と云ふものは、去る明治二十年の一月に修交条約〔正しくは、明治20年9月26日に日暹修好通商宣言に調印、21年1月20日批准、1月27日公布〕が結ばれてありますのみであつて、完全なる通商条約と云ふものが結んでないのでござります、又修交条約中には公使領事館を置くことが出来ると云ふことの明文がありませんに拘はらず、未だ我日本の領事館と云ふものが設置してないのでござります、而して彼の国の法律は誠に不完全でござりますからして、日本国人にして彼の国に移住致しまする人々は、其生命財産と云ふものの保護を託するに不十分であるのでござります、既に領事館もなく、彼の国の法律が我生命財産を託するに足らずと致しますれば、他に欧米諸国中で少なくも我日本国人の不利益にならぬ丈の国に、其保護と云ふものを託するが必要になつたのでござります、それ故に彼の岩本氏を始め——岩本氏が昨年〔1895年〕四月頃帰朝致しました後は、石橋某〔石橋禹三郎〕なる人が日本移住の人々を統率致しまして、さうして彼の保護委託事件に就いて頗る斡旋尽力致したのでござります、それで此保護を委託致しまするに就きましては、欧米の各国中の公使に就いて適當なるものを選まなければならぬ、彼の国の政府の人達、又日本の

移住民全部が、彼の温厚篤実の評判の和蘭国の公使に此保護を委託することに話が纏ったのでござります、和蘭公使も此保護を引受けると云ふことに就いて甘諾を致しましたのでござりまするが、其手続を執行するに際して、仏蘭西の前公使パービン [Pavie] と云ふ人が其移民の保護を蘭国の公使に託すると云ふことを知ったのでござります、之を知ると同時に仏蘭西本国の外務省、及日本駐劄の仏蘭西公使に向つて、此保護事件に就いて電信の往復を致したのが、其電信料が殆ど千弗以上に上ぼつたと云ふことであるのでござります、而して彼国に於きましては、公使自ら石橋某 [石橋禹三郎] 等を喚びまして、招きまして、自分の保護を受けるが宜しいと云ふことを百方勧誘致したのでござります、然るに彼の仏蘭西は遼東半島の還付事件に就きまして、以来我日本国の国民の感情を害して居る所のものである、即ち暹羅領に於ける日本人民に致しましても、仏蘭西の公使の保護を受けることを屑しとしない、それ故に之を以て其勧誘を拒んだのでござりまする、然るに其後間もなくして仏蘭西の公使に日本人の保護を委託すると云ふは、日本外務大臣の臨時大臣 [西園寺公望] の正式の書面を石橋等が示されたのでござりまする、事此に至つては最早如何とすることが出来ないので、即ち仏蘭西公使の保護を受けると云ふことの手続を致したのでござります、で、彼の国人が日本とは古き関係もあり、縁故もあり、而して日本人に対しての感情と云ふものは、実に日本は亜細亞洲中の東部にある所の国であつて、即ち互に交を親うして、互に助けんければならぬと云ふの考と、さうして日本人の義侠心、又其温厚篤実の行と云ふものを、従来に甚だ賞美し來つたのでござりまする、而して二十七八年の日清戦争以來、従来の親愛の心と云ふものは一層進んで、即ち尊重畏敬の心となつて我暹羅国の独立と云ふものを永遠に保たんとするならば、須らく此日本国を師兄とし、而して是に倣つて我国の独立と云ふものを保たんければならぬと云ふ迄に、暹羅国の民人一般の心と云ふものが定つて來りつつある所であつたのでござります、然るに仏蘭西国に対する暹羅国人の感情如何、其感情如何と云ふものを簡単に御話致しますると、実に彼国に於ける歐羅巴人の跳梁跋扈と云ふものは日に月に甚しくなりまして、殊に明治二十六年十月暹仏の戦争の結果として、彼の諸君も御承知のメーコン河以東の土地、即ち彼国の四分の一の土地と云ふものを仏蘭西のために強奪せられたと云ふ事實があるのでござります、而して仏人—— 仏蘭西人の氣既に暹羅国を呑んで居る、即ち昨年旧公使パビン [Pavie] 氏に代つて、新公使のドフランク [ド・フランス] 氏と云ふ人が來つた時分に、此人は専ら武断を以て主とする所の人でありまして、前公使の如き老練着実のものではない、即ち暹羅国に着任致した其翌日よりして、示威運動を始めたのでござりまする、而して仏蘭西人の彼地に在る者が、揚々として得意に申しまするには、已に馬島 [マダガスカル] の遠征が終局してある、是からは暹羅に尽さんければならぬと云ふことを揚言するのでありまして斯る有様でありますからして、彼国の仏蘭西に対するの感情と云ふものは推して知るべきのでござります、それ故に仏蘭西に対する彼国の人民の感情の悪しき程、即ち日本に対しては日本を師兄として、其独立を保たんければならぬと云ふの感情を持って居るのでありますから、益々感情と云ふものは善くならんければならぬ、然るに日本国民の保護と云ふものは仏蘭西公使に委託されたのでござります、で、仏蘭西公使が斯の如く十分の謀を尽して、さうして日本人を自分の保護の下に置いたと云ふものは何でありますやうか、即ち暹羅国人の感情の宜しき日本人を自分の楯にして置いて、さうして暹羅の民心を籠絡しやうと斯う云ふの考、一はいざ仏蘭西の—— 仏

蘭西人が暹羅国に向つて大いに為す所あらんとする場合に至つたならば、彼の義勇なる日本人は義に赴いて暹羅国を助けると云ふことを大変に恐れて居る、之を屈服するには即ち自分の保護の下に置くことと云ふことが必要である、斯う云ふ二つの考からして、実に老練なる前仏蘭西公使の非常なる運動を以て、日本人を自分の保護の下に置いたのでござります、此結果として暹羅国が日本国民に対する感情如何と云ふことは、諸君も之を御推知になるだらうと考へるのでござります、で、即ち是が外交上の関係として、速に日本領事館と云ふものを彼国に置きまして、さうして日本人民の保護を彼の仏蘭西公使の下より回復すると云ふことは、最も必要な所以の一つでござります、

又第二に貿易上の関係を簡単に申しますれば、彼国即ち暹羅より日本に輸入する重なる物品は米でござります、米は彼国第一の国産で、さうして我国の外国米中の最も多い所のものであるのです、現に一昨二十七年度暹羅国の輸出総額金三千四百万円の内、米穀は二千万円に上ぼつて居るのでござります、又軍艦用のチイキ〔チーク〕、是は緬甸、暹羅、此二国が世界中で（此時「簡単に願ひます」と呼ぶものあり「長いと人が減ります」と呼ぶ者あり）もう少し御話しないと分りませぬから、少し御辛抱を願ひます、で、我国の輸入のチイキ〔チーク〕と云ふものは、悉く暹羅から参るさうであります、其他唐木類、各種の革類、其他熱帯地の天産物と云ふものは、大概彼国に於て産出するのであります、又日本よりして彼地に輸出する重なるものは織物、陶器、漆器、西洋模造雑貨、家具、装飾品、石炭、燐寸 是等を始めと致しまして、総て熱帯地に於て需用を為すものは日本国から販売をすることが出来る、就中家具、装飾品の如きは、日本よりの輸入が頗る適当でありまして、是等の物品にしても二十七年度の輸入金一千九百余万の内、五百万円以上占めたさうであります、斯様な貿易上の関係でござりますからして、速に領事館を置いて此貿易上の保護を務むると云ふことが必要であらうと思ひます、

第三に此移民の關係に就いて申しますると、暹羅国の幅員は幾〔ほとんど〕ど我日本と等しき程のものでありまして、地味が最も豊饒である、さうして天与の産物が到る処に充満して居るのでござります、而して人口が僅かに千万人に上ぼらぬ、生活の度は頗る低く、米を食つて居るのでござります、労働者は一箇月三元以上四円位で一箇月の暮しが出来るのであります、それで彼国に移住を致しまするに付きましては、農業は第一眼目のものである、併ながら農業に従事せしむるに就きましては、随分費用も沢山あるのでありますからして、先づ鐵道の工夫、造船場の人夫、鉦山の人夫 是等の者に日本人民を送つて、さうして従事させる方が宜しいのでございまして、其賃金は一日五六十銭、大工、鍛冶の如きは一元以上一元四五十銭程に至る程の賃金を得らるさうであります、既に広島に海外渡航会社と云ふものがありまして、此会社よりして人〔宮崎滔天〕を、出張店を彼の暹羅国の盤谷府に設けまして、既に二十名程労働者を送りまして、頗る好結果を得て居るさうでござります、其他神戸大阪辺の有力者が通商を開き、航路を通ずるの計画がござりますけれども、未だ領事館の設がなく、又通商条約の締結がないと云ふために、甚だ不安心のために逡巡して居るの有様であります、是即ち移民の關係の上に就きまして領事館設置の必要な所以であります、で、既に斯の如き必要があり、さうして領事館設置に就いて要する所の経費を申しますると、彼地は最も物価の安い所でございまして、僅に一箇月百円以内位で経費だけは支弁さるさうであります、斯様な必要があつて、其経費の上に就きまして甚だ簡便で

ござりますからして、当局者も必ず是に就いては十分に考へられて其領事館設置、通商条約を締結するの運に至らんことを力めつつあるでありませうが、則ち本案を提出して速に当局者の実行を促さんと欲する所以でございます、願くは全会一致の御賛成を得まして、最も急を要する議案でございますからして即決確定を飽くまでも請ふのでございます²⁸。

山下演説の構造および内容は、岩本千綱の原稿「暹羅国へ日本帝国の領事館を置き及び彼我通商条約を締結するに必要な理由」²⁹（巻末付録（3））と間違いを含めて極めて似通っており、山下は岩本千綱が準備した草稿をもとに演説したことは疑いない。岩本は建議案を審議した衆議院を自ら傍聴し³⁰、建議案の可決を目の当たりにした。

演説者の山下千代雄は自由民権運動出身の山形県代議士³¹である。第三回総選挙で1894年3月1日に初当選、続く第四回総選挙（1894年9月1日）でも当選し1897年12月25日の解散まで衆議院議員であった。その後も3回当選し、1903年12月11日の解散を最後として衆議院議員を退いた。

山下は、衆議院議員初当選後の1894年6月に殖民協会に会員として加わった³²。翌95年3月17日には殖民協会第3回総会に出席し、その決議により榎本武揚会長から殖民協会評議員の一人に任命された³³。1895年9月時点では安藤太郎とともに殖民協会の幹事の役職に就いている³⁴。山下は当時の衆議院議員の中で、殖民に最も熱心な人物の一人であったとすることができよう。1895年3月23日に第8回帝国議会衆議院で山下等が提出した「海外移住殖民に関する建議案（山下千代雄君外3名提出）」が可決されている³⁵。これは殖民協会の調査に基づきブラジル、ニカラグア、グアテマラへの移民促進を建議したものである。

このような背景を有する山下は、同じく殖民協会の会員である岩本千綱の働きかけを受けて、1896年2月29日に衆議院で可決された「我帝国領事館を暹羅国に設置する建議案」を提出したものと考えられる。

但し、山下はタイの事情に通じてはおらず、上記演説でも「さうであります」と何回も述べており、伝聞知識によって話していることは明白である。当時の東アジアの一般的政治情勢についての見解は別として、タイの政治、経済、在タイ日本人等については、岩本千綱が準備した「暹羅国へ日本帝国の領事館を置き及び彼我通商条約を締結するに必要な理由」に依拠したのである。

²⁸ 同上、416-419頁

²⁹ この原稿は、岩本千綱の孫である奥山絵美氏が所蔵されている。

³⁰ 朝日新聞1896年3月1日号に次の記事がある。

暹羅国人上京 渡来後京都に滞在せし暹羅国人ナイウオン〔ウオム〕氏は数日前当地より差出したる迎の者と共に出京し暹羅に領事館設置の建議議事日程に上りたる日には岩本千綱氏と共に衆議院へ傍聴に行きたるよし猶来る四月頃には同国大臣の斡旋に因り日暹の交情を温めんが為に渡来するもの数名あるべしと云ふ。

³¹ 衆議院・参議院編集『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』、1990年、681頁によれば、山下千代雄（山形県郡部選出、立憲政友会）は、「安政4年9月生・山形県出身・藩費興讓館に入り皇漢の学を修む、のち司法省法律学校卒業。明道館を創立し、自由民権を首唱す、内務省県治局長となり、次いで弁護士及び特許弁理士の業務に従事す。当選五回（3,4,6補, 7,8）、昭和4年2月4日死去」

³² 『殖民協会報告』第14号、1894年6月23日発行、88頁の新入会員の項に、山下千代雄の名がある。

³³ 『殖民協会報告』第24号、1895年4月22日発行、93頁

³⁴ 『殖民協会報告』第29号、1895年9月21日発行、121頁

³⁵ 『帝国議会衆議院議事速記録9』東京大学出版会、1979年、938-939頁

XI 岩本千綱の新ビジネス計画（日暹貿易会社）の挫折

岩本千綱の4度目の訪タイ

衆議院で在タイ領事館設立の建議案可決を成功させたのち、岩本は4度目の訪タイに出発した。96年3月の岩本の渡タイを朝日新聞は次のように報じている。

岩本千綱氏出発 暹羅国に帝国領事館を設置するの建議案は已に議会を通過したるを以て同国より一時帰朝中なりし岩本千綱氏は明日京地出発大阪に向ひ神戸に於て仏国郵船メール号に乗組み香港にて他船に乗換へ直に盤谷府へ向ふ由但し氏は通商条約の程度其他の取調をなし場合に依ては暹羅国農商務大臣〔スラサック〕を同行し再び上京する都合なりと³⁶

1895年4月にタイから帰国して以来一年ぶりに渡タイする岩本の目的は、日本外務省がタイ側に打診を開始した通商航海条約協議の下調べであり、場合によっては、旧知のスラサックモントリーを伴って帰国する可能性もあると言うのである。朝日新聞記事の情報は、岩本自身が同紙の取材に答えたものであろうが、岩本が日本の外務省から取調の任務を託されたのか否かについては資料がない。巻末付録(2)の太陽記事において、岩本が語っているところに由ると、条約に関して面談したタイ側要人は、外交には何等の権限もないスラサックモントリー一人のみのものであるが、スラサックに対し岩本は、日本は治外法権を求めることを明言している。治外法権を求めることは日本外務省の基本方針であり、外務省がこの意図を1896年6月末にタイ側に伝えたのち、タイ側の条約への熱意は急速に冷め、東京に全権代表を派遣すると言っていたタイ政府からは何の音沙汰もなくなった³⁷。岩本が巻末付録(2)において語っている、条約協議に積極的なタイ側の様子は、タイ側が1896年6月末に日本側の治外法権要求を知る以前のものである。

岩本は日本外務省の意図を代弁してスラサックに治外法権の要求をしたものなのか、或は岩本個人の意見を述べたに過ぎないのかは不明である。いずれにしても、本稿169頁の山崎喜八郎の「到底在暹我同胞の生命財産を挙げて此不規則不信用なる暹国法律の下に放任し了す可きにあらず」という言、或は本稿162頁の阿川太良の「一朝紛争の起るあれば無識なる暹羅法権の下に屈服する不幸」という言に見るように、当時の日本では政府のみならず民間人もタイに対して治外法権を求めることを当然視していたのである。

岩本の訪タイは、単に通商条約関係の取調だけではなく、新たなタイ関係ビジネスの可能性を探る目的も有していたものと思われる。側面情報から推測すると、彼の主要な関心の一つは、材木の輸入であったようだ。

記念すべき日本船欧州航路初航海に搭乗

岩本が乗り込んだ船は、上述報道にいう仏国郵船メール号ではなく、日本郵船会社の土佐丸であった。1896年3月15日正午に横浜を解纜し、3月21日に神戸を發った土佐丸の欧州行きは、日本の海運会社による欧州定期航路の初航海であった。岩本は、日本海運史上の歴史的な航海に發つ土佐丸

³⁶ 朝日新聞 1896年3月4日

³⁷ 前掲村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」、34頁

に乗ったのである。

土佐丸は、貨物船であり、それに少数の客室が付されていた。横浜港での出発は次のように報じられている。

土佐丸の出発 日本郵船会社の汽船土佐丸は予期の如く愈々一昨十五日正午を以て横浜を出発し欧州初航海の途に上りたり当日横浜の光景は平常よりも賑はしく波止場の付近は早朝より人車の雑踏云ふばかりなく横浜貿易商百五六十名は午前十時より棧橋に集合して其出発を待ち又貿易商有志者よりは五葉松の大鉢植一基を賜（おく）り棧橋の上は見送人と乗組人と入交（かは）り互に手を握て無事の航海を祈り将来の盛運を祝し我日章の国旗を大西洋より吹来る海風に翻へして倫敦に乗込む時は如何に壮快ならんなど語合ふうち早や出発の時刻となり音楽起り烟花（はなび）揚り、帝国万歳土佐丸万歳の声は山海に響きぬ此に於て土佐丸は徐（しづか）に進行を始め暫時は万歳の声、手巾を振るの影と相応ぜしが頓（やが）て船は白波を蹴り黒烟を曳き煙波漂渺の裏に没せり³⁸

土佐丸は、3月29日香港着、31日香港発、4月12日コロombo着、5月22日ロンドン着、28日同地を発って、終点のアントワープ（ベルギー）に向かった。6月21日には、アントワープを發ち帰途に就いた。

さて、3月29日に香港に着いた岩本は、朝日新聞に早速、次の土佐丸搭乗記を送った。

暹羅紀行 岩本千綱氏の第四回暹羅紀行は昨日本社に達せり然るに余白なきを以て其中の一部を左〔下〕に摘録す

廿九日〔1896年3月29日〕午後第六時香港着旅店東洋館に投宿す 予ては航海中のことを詳細に筆記する積なりしも竹内事務長〔日本郵船会社社員？〕の話によれば其出来事は同氏より悉敷（くわしく）郵船会社に報知し会社は之を各新聞紙に掲載するとのことなれば重複を恐れ船中並に香港の様子二三を左〔下〕に略記するに止むべし

元来土佐丸は五千八百余噸の大船なれ共其構造荷物積載の爲めにしあれば之を他の客船に比すれば無理なる注文と考ふ左れば船員諸子も余等に対し万事不行届きにて御気の毒です云々と丁寧なる申訳ありし位なりしが何ぞ計らん初航には似ざる行届方にして毫も不都合不便利を感ぜず船客悉く満足を表し居たり

船客は上等五名中等八名下等十名にして中に就き中等洋客一名下等印度人二名なりし上中等は素より洋食なれ共下等客の洋和折衷食の如きに至ては到底外国船の夢にも見る能はざる所なりき

余は海に往復すること前後七回³⁹一昨年香港より濱中〔八三郎〕氏所有の汽船東洋丸にて帰朝せしを除けば総て仏のエムエム英のピーオー両会社船に乗れり（香港港又は新嘉坡迄）今土佐丸を以て以上に較するに勝るとも劣ることなし乍去此の上の希望を述べば香港新嘉坡間に於る中下両等の運賃に付一顧を煩はし度（たし）と思ふ蓋し仏のエムエム船の三等に乗ぜし人にして余が

³⁸ 朝日新聞 1896年3月17日

³⁹ 岩本は1往復で2回と数えているので、第4回目のシヤム行きの往路は第7回目となる。

此希望を聞けば思ひ半に過るならん好し多少の不完全なるにもせよ海外万里に航するもの光輝ある旭日旗の下に立ち日夕同胞と歓話するの愉快は他の不完全を補ふに余りあるべし況んや懇切完全なる郵船会社の汽船に於てをや今後海外に渡航する日本人は断じて之に乗ずべし会社亦成し得る丈け賃銀を減じ取扱ひを懇切にせられんこと余は希望に堪へざるなり

香港黒死病沙汰は余が日本に於て耳にする所なれば当港に着するや知人に就て之を質し殊に医師松尾氏に聞く所次の如し

当年の黒死病は一昨年と異にして大概類似なり夫れも下等支那労働者中一日に三四人宛（づつ）罹りしものにして現に避病院にある患者中一人の黒奴を除けば他は悉く支那人なり彼の八ヶ間敷仏エムエム会社汽船の如きも当港にて船客の昇降を禁ぜざるを見ても一斑を知るに足る云々⁴⁰

岩本は、香港まで土佐丸の多分下等に乗ってきたが、「香港新嘉坡間に於る中下両等の運賃に付一顧を煩はし度と思ふ」と書いていることから見て、香港—新嘉坡間の船賃が他社のものと比して高すぎたのも一因で、香港で別船に乗り換えバンコクに直航したのであろうか。1896年4月2日にバンコクに到着した宮崎滔天一行より、1週間ほど遅れて岩本はバンコクに到着したはずである。

岩本の変わらぬビジネスへの関心

岩本がバンコクを離れていた1年余の間に、彼が1895年1月に連れてきた第1次移民32名の半数以上はブカヌン金鉱山で1895年半ば過ぎに惨死、本稿154頁で述べたように、1896年初めに第1次移民中の農耕継続グループの7名がコーラート鉄道建設工夫となったが、うち2名がマラリアで死亡した。岩本は移民の死亡について弁解する次ぎの手紙を日本に送った。

暹羅近信 暹羅に在る岩本千綱氏より此程或人に贈りし書信の要に曰く余の東京滞在中曾て某新聞は暹羅に在る我出稼人のことに就き甚だ不利益なる通信を掲げたることありしが当地に來りて実地見聞する所に依れば此通信は頗る事実と相違せり成程一時我出稼人中に死亡者のありたるは相違なきことなれども要するに土地に不慣ると及び衛生法の充分行届かざるとに歸するものにて其後然る事実もなきが如し余は此儀に就き当国の農商務大臣へ上申し置きたることもあれば不日尚現地に就きて充分の取調を遂ぐべし已にコラット〔コーラート〕鉄道に雇はれ居る人夫の如きは一日の労働賃銀二末〔パーツ〕（我一円二十錢）は容易に収入あり少しく骨を折れば一元八十錢までを得らるべきは実地取調べたる所なり労働者の賃銀にして一日一元八十錢を得るは世間余り類のなきほどなるが当地は農業も亦大に見込みあり当国の農商務大臣にも本邦人の為めに充分の補助を仰ぐことに依頼し置きたれば何れ歸朝の際充分の調査を携ふべし云々と⁴¹

岩本が書信で言わんとしていることは次のようなことであろう。第1次移民に、自分（岩本）の責任で多数の死者が出たと某新聞で批判されて大変迷惑したが、バンコクで見聞した結果、報道は極端に誇張されたものであり、また自分の責任でもないことが判った。しかし、ブカヌンで死者が出たこ

⁴⁰ 朝日新聞 1896年4月11日

⁴¹ 朝日新聞 1896年5月31日

とも事実なので、自ら現地調査をするつもりである。一方、コーラート鉄道線の建設工夫として働いている移民たちは、破格の高給を得ている、と。

岩本は、この書信執筆時点でも、コーラート鉄道建設工夫がマラリアで死亡したことは知っていたに違いないが、そのことには全く言及していない。また、在タイは50日余で6月1日には離タイしている、ブカヌンに調査に行く余裕があったとは思われない。

同じく「暹羅近信」と題した下記は無署名記事が、東京朝日1896年6月25日号に掲載された。この記事の執筆者である「余」は、岩本が当時、朝日新聞と常時連絡を取っていたという事実、及び記事中の「余の当国にあらざるは纔に一年許りの間なりしも」という表現から見て、岩本千綱と考えて間違いない。

暹羅近信 国王の爪哇漫遊 暹羅国王は去五月九日皇族大臣其他雇外人等数十人を随て新嘉坡を経、和蘭領爪哇国に漫遊ありたり 此行に対しては種々なる説を為す者あり 或者は曰く国王の漫遊は単に病氣加養の為めなり先年も曾て新嘉坡まで旅行せられたることあり此度も亦同様に他に深き意味を有するにあらざるべし云々 或者は曰く国王の此行は親しく新嘉坡爪哇等の文化を視察せん為にして雇外人を伴ひたるは其顧問に供するなり 又或者は国王の此行外交上一種の意味あり表面上何事を云ふとも其裏面に埋伏する所のもの頗る重大の事件なり云々 当国の新聞杯にて此事に関して記載する所あれども要するに単に加養の為のみにあらざることは明白にして今より一ヶ月半にして還幸せらるべし

王弟王子欧州漫遊 王弟陸軍大将クロマプラ [パーヌランシー] 親王殿下は兩名の王子と共に欧州漫遊の途に上らる 同行の王子等は英国に留学の筈なり クロマプラ大将殿下は前年 [1890年] 曾て日本に遊ばれたることあり 暹羅皇族中屈指の人物なるのみならず親王の漫遊は主に仏国を目的とせらるるとのことなれば国王の爪哇行と云ひ旁々親王の此行も外交上に関係を有するが如し

各国公使と英語 余の当国にあらざるは纔に一年許りの間なりしも外交上の形勢は大に前年と異なりて兎に角強 (こは) 持てに持て居るは仏国公使にして独国公使も一方の重領となり居るものの如く英国公使は黙々として齒切れせざるが如き観あり 其他は論ずるに足らずとは当国某氏の批評なるが中 (あた) らずと雖も遠からざるべし左れば此処の夜会彼処の宴席到る所概ね仏国外交官を見ざるはなく仏国風近頃大分 (だいぶん) に吹廻はり居れり仏国の勢力此の如くなるに前記王子の留学を英国に為したるは聊か世人の疑なき能はざる所なれども暹羅国の上流社会は英文を読み英語を話すを一種の仕事となし居たるゆえ英語に通ぜざれば交際社会に顔出しの為 (な) し難き有様なれば内閣大臣中に在りても英語を解せざるもの纔に一兩名に過ぎず此の如くなれば当国人の英国に留学するは蓋し一つの慣例にして王子の英国行も亦慣例に由りたるなり

仏人の勢力 仏国人の此地に於て跋扈するは今に始めぬことにて昔日彼の勢力の強大なりしは当国人が他国の人を呼ぶに日本人を「ジッポン」支那人を「チエツク」欧米人を総称して「フラン」といふにて知るに足らんか

日暹条約 日暹条約のことに就ては当国の内閣に於ても種々協議を尽したる結果文部大臣パスカラウヤングス [パーサコーラウオン] 侯爵を正使となし副使は多分陸軍次官中將デチョー伯爵なるべく此正副使は国王の爪哇より還幸するを待て日本に特派せらるることに内定し居れる趣なり

兩氏は去る二十一年曾て日本に来朝したることあり侯爵は当国外交家の一人に数へられ随分如才なき交際上手の人物、伯爵は曾て英国の陸軍学校を卒業し且つ彼の父は当国の大宰相となり頗る権勢ありし人にして今日にてもカラホン大宰相と云へば誰知らぬものなし 日暹条約の事に就きては今日に於て公言すべき限りにあらざるも暹羅国よりして使臣を出すを見て考ふれば頗る好望ならんか

輸出入品 昨年度の輸出入調査は政府に於て発表の期に至らざるに依り今之を詳報する能はざれども前年度よりは無論増加の由なり 当国に於ては商業機関未だ備はらざるを以て商業上の調査を遂ぐるは頗る至難のことなり 余は僅少ながら今回実地に取引を試みて覚る所ありたり 日暹間の商業は暹羅より日本に輸出するもの(金額)多くして日本より輸入するは少し 就中米は当国唯一の産物にして其品位亦頗る良し 当時[現在の意]日本に於ける所謂暹羅米なるものは当国に於ては第三等以下に位するものにして此地の一等米なるものは日本の肥後米筑後米等に比して更に遜色なしと信ず 余帰朝の節は試に其見本を携て諸君に示さん チーキ[チーク]も当国特有の産物にして海軍拡張船艦製作に忙はしき我国杯(など)にては之を直輸入する頗る適當の業と考ふれども此チーキの買入は頗る面倒にて中々素人仕事にては出来ず 現今は涸水の為め[水流による北タイからバンコクへの運搬が難しく]値段騰貴し居れども十一月より翌年二月頃までの間は常価に復するなるべし⁴²

この記事には、岩本が第4次訪タイにおいて収集した情報が盛られている。1896年2月に日本側から条約締結の提案を受けたチュラーロンコーン国王は、1896年4月初には親しく訪日することまでも考えたが、ジャクメン総顧問から時機ではないと反対され、訪日をジャワ旅行に変更した⁴³。同国王は、1896年5月9日にバンコクを発ち、ジャワ各地を旅行し、1896年8月12日にバンコクに帰還した。

上記記事からは岩本のタイビジネスへの関心の高さが見て取れる。岩本は多分日本から持って行った少量の商品で「今回実地に取引を試み」た。復路には商品見本としてタイ米を持ち帰り、更には「チーキ[チーク]も当国特有の産物にして海軍拡張船艦製作に忙はしき我国杯(など)にては之を直輸入する頗る適當の業と考ふ」とチーク輸入への関心を表明している。後述するように、帰国後岩本はタイ貿易のため日暹貿易会社設立に奔走するが、その会社が主要輸入品と目していた物はチークであったと考えられる。

バンコクに於ける日暹協会の結成

話は前後するが、岩本が日本で第1次タイ移民を募集するためにバンコクを発った後、1894年7月26日に、バンコクの日本人は、スラサックの旧邸バーン・サーラーデーオンにおいて、日清戦争の勝利を祈願する大会を開催した。その様は次のように報道されている。

在暹日本人の遠征遙祝会 暹羅在留の日本人は曩にルートル電報に天津条約衝突の結果として日

⁴² 朝日新聞 1896年6月25日

⁴³ 前掲村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老搦安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」、32-34頁

清両国間の交戦は遂に列国に向て布告せられたり云々とありしを見て一同感奮の余り去る七月廿六日午後六時より同国農商務大臣〔スラサック〕の旧邸なる大広間に於て遠征遙祝会を開きたり先づ其室内の正面には 天皇陛下の御影を安置して左右には大日本帝国万歳、遙謝遠征軍之労と大書せる二旒の白旗を掲げやがて一声の爆竹と共に山崎喜八郎氏袴羽織の打扮（いでたち）にて正面に起立し全員に代て開会の辞を陳べ次で悲痛慷慨なる一場の演説をなせり右〔上〕畢て一同聖影の御前に整列して最敬礼を行ひ將に其席に復せんとせし折から恰も好し同国文部大臣バス〔パーサコーラウオン〕侯爵⁴⁴より一封の電報を齎（もたら）したり是に於て石橋禹三郎氏は場の中央に進みて高らかに之を讀上げたり其文に曰く

支那の運送船は日本軍艦の為に沈溺せられたり

一同之を聞くや拍手喝采の声は屋外も震ふばかり異口同音に帝国万歳、陛下万歳、遠征軍万歳を連呼し一座宛（あたか）も狂するが如く歓呼の声暫しは鳴も止まざりし暫くして佐々木寿太郎（ひきたろう）氏徐に起立し日本人が暹羅に対する将来の希望及び注意等を陳べ次に山本安太郎氏例の暹羅服を着用し次に鈴木錠蔵氏日本服にて孰も一場の演説をなし夫より一同配膳に就き献酬正に酣（たけなわ）なる頃或は劍舞或は舞踏或は吟詩等銘々思ひ思ひの余興ありて同夜十二時

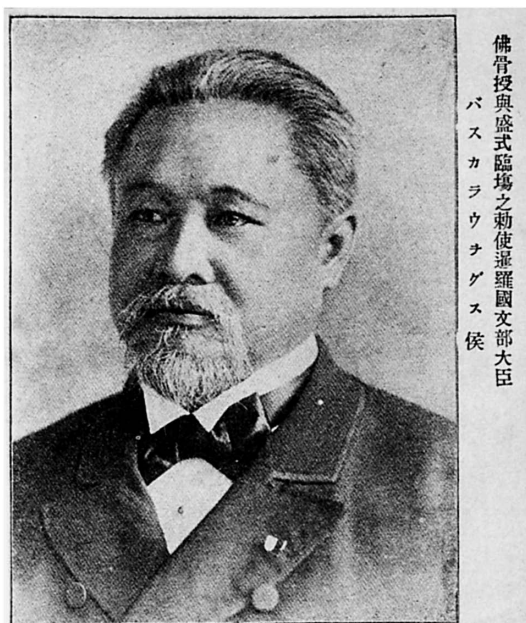


図2 チャオブラヤー・パーサコーラウオン（เจ้าพระยาภาสกรวงศ์, 1849-1920）

（出所）三輪延彌『改訂増補仏骨奉迎始末、一名東洋の仏教』（発行人岩本千綱、発行所京都地久堂、1901年4月16日発行）の口絵写真

⁴⁴ パーサコーラウオンは東西情勢に通暁した外政家であり、1880-90年代に於てはスラサックモントリーと共に代表的なタイ日本提携論者であった。チュラーロンコーン国王は王族優先の人事方針を採用してテークウォン親王を1885年半ばに外務大臣に任じたが、もしそのような方針が採られなかったならば、パーサコーラウオンは外務大臣の最有力候補であったと思われる。彼は、日清戦争に大きな関心をもち、タイ語で上下2巻（全1782頁）の大著 *ตำนานสงครามจีนกับสยาม* (The China-Japan War, 中日戦記) を著し1907年に刊行している。

過ぎ退散したりと又同夜会合せし有志者は石橋禹三郎（長崎）松野恭三郎（同上）山本安太郎（東京）佐々木寿太郎（東京）島崎千太郎（東京）田山九一（香川）大山兼松〔兼吉〕（東京）樋口次郎（愛知）山崎喜八郎（長崎）鈴木錠蔵（茨城）松田惣一（東京）の十一名にて此他疾病事故等にて欠席せし者六七名ありしと近着の同地通信に見ゆ⁴⁵

さて、山崎喜八郎は『函南策実歴譚』の中で、日清戦争の勃発に興奮して急遽帰国のためバンコクを発った日の一日前（即ち、1894年8月26日に）、スラサックを新邸に暇乞いのため訪問したことを述べ、更にその日、自分の寓居たるバーン・サーラーデーデン内の暁鐘庵に戻ってから、日暹協会の発会式に参加したことを次のように記している。

夫れ暹羅に於ける予が一応の視察は粗々之を了せり而かも南亜の妖雲鬱塞として尚常に安からざるものなきにあらざると雖ども此年〔1894年〕七月、日清兩國愈々兵を交へて故国の風物今や実に一大面目を改め東洋の大勢上又将に非常の革新を要せんとするの時機に際し予輩身を天涯の異域に寄する者誰か魂飛び腕躍るの感あらざらむや、於此予は諸事を抛ち一先日本に帰朝せむことに決せり、恰も其翌日一汽船の香港に向つて出帆すと報ずる者あり、依て予は匆々に旅装を調べ且つ各所に奔走して予が今回滞在中殊に歓待を受けたる二三当国人士の邸第を訪問し一々告別の情を舒〔の〕べ、帰航の意を語る、就中予が数月の間最も交誼を忝ふせし当国現農商務大臣スリサツク伯〔プレイヤー〕（後に侯爵〔チャオ・プレイヤー〕）を其官邸に訪ふて突然今度帰朝の途に就くことを告げ且つ将来益々倍旧の親交を加へられて共に国家の爲めに充分の自愛慎重あらんことを望めり、伯は曾て慄悍老嫗の賊乱を平げてより爾来久しく陸海の兵権を総握して、才徳兼備、良將軍の誉れ高かりけるが、遂に佞者の忌む処と爲り、王位を窺ふものなりと讒せられてより、令名又昔日の比にあらざると雖ども伯が当国第一流の人傑として内外人の共に称道する処たるは勿論、陰然の声望国を挙げて殆ど其一身に集まれりと云ふ又実に過言にあらざるを信ず、此日伯は予を延ひて別室に請じ、濃乎たる其容、温乎たる其言、徐ろに口を開いて曰く、君今進んで印度各地の遠征を廢して遽然直に帰朝の程に上らんとす、知らず故国の風物又大に英雄を要するあつて然るなき乎、予曰く仮令全く然らざるも、否、良しや我輩犬馬の徒素より論ずるに足らずと雖ども、此時此際、徒らに漫遊之れ事として一日を異郷の外に空しくするは情に於て頗る忍び難きものなきにあらざると、況や這般の視察的遠征の如き元と之れ男子業中の一些事のみ之を異日に譲る又敢て遅しとするあらざるに於ておや、即ち予が匆々突然此決意を爲したる所以なり、貴下幸に之を諒せらるるあらん乎、伯快然首肯すること一再、須臾にして独り何事おか呻吟するものの如く、沈黙無言久之て忽ち机上より一個の砲丸を採り出し、自ら之を手にし、且つ曰く、這是昨年〔1893年〕暹仏破綻の際仏国軍艦より我パクナム砲台に向けて放撃爲したる弾丸の一なりとす、当時余は僅に今の農商務の閑職に閉蟄せられて国家の爲めに万丈の大氣焰を吐出し、電雷の快手を奮う事を敢てする能はず、遂に以て万世不滅の国辱を取るに至れり、遺憾未だ曾て此の如く大なるはなく常に之を座右にして目触るる毎に予が心腸を九回せしむるの想ひあり、願くは君察す

⁴⁵ 朝日新聞 1894年8月24日

る処あれ、今や臨別の一言、唯だ相互に自愛之れ事とし異日再会の機を俟つて再び真個の英雄を談ずるの愉快あらんことを期望するにあるのみ云々。噫々僅に此一事を以てするも伯が人物の如何を想見するに余りありと可謂矣、誰か知らむ他日垂天の南方に当つて饒々の威名を為すものありと聞かば少なくとも伯、其一人たるを免がれざることを。斯くて予は尚暹羅に於ける前途の事など相語り相話して而して辞去す。寓に帰れば既に在留同胞の有志五六相会して予の歸るを待つあり、蓋し予て日暹両国間の親和公益を謀り併せて在留日本人の保護団結を主とするの目的を以て同志の計画に係る日暹協会の発会式を本日〔1894年8月26日〕に於て举行せんが為めなり。発会式終はるや諸氏は予が為めに盛なる送別の宴を開き例の豪飲飽食、或は剣を採て而して舞ふあり、案を拍て而して吟ずるあり、放談高論、痛絶快絶、如斯にして而して遂に一夜を徹するに至れり、…明くれば八月廿七日午後三時、同行者の一人鈴木錠蔵氏と共に諸友に送見せられて清国汽船孫権号に便乗し汽笛一声烟を残して而して盤谷を發す⁴⁶

山崎は、日暹協会結成のために集まったという有志5～6名の名は明記していないが、前掲朝日新聞1894年8月24日号の記事より、石橋禹三郎、山本安太郎、佐々木寿太郎等が中心人物であったと思われる。



図3 プラヤー・スラサックモンリー (พระยาสุรศักดิ์มนตรี, 1852-1931)
(出所) 朝日新聞 1896年7月14日号

⁴⁶ 前掲山崎喜八郎『図南策実歴譚』、16-19頁。なお、引用文中の下線は筆者が付したものである。

日本における日暹協会と日暹貿易会社

1896年6月1日、岩本千綱は、宮崎寅蔵（滔天）、益田三郎⁴⁷とともに、タイを離れ帰国の途に就いた。

帰国した岩本千綱は、宮崎、益田らとともに、日本における日暹協会の組織化、および日暹貿易会社設立に努めた。一見事業とは無関係な日暹協会の組織化は、その名を使うことができれば信用も高まり、事業資金集めも、容易になるだろうと考えてのことだろうか。

国民新聞 1896年7月17日号には、「日暹協会設立の計画」と題した次の記事が掲載された。

従来暹羅国に深縁ある岩本千綱、宮崎寅蔵、益田三郎、山本安太郎の諸氏及目下我国に来遊中の暹羅人ウオム⁴⁸氏等に依りてなされつつあり 遙に盤谷の同協会と気脈を通じ大に両国間の通商其他に便宜を与ふる趣なり暹羅に於ては同協会にして成立する暁は皇族一名並に二三大臣其他朝野の名士数名は直に入会するの内約整ひ居れりと伝ふ。

また、朝日新聞 1896年7月16日号も「日暹協会設立計画」と題して下記を報じた。

⁴⁷ 益田三郎（1863-1932）の経歴は、岩本千綱に似ているところがある。葛生能久『東亜先覚志士伝 下巻』（黒龍会出版部、1936年）の益田三郎の項（同書520-521頁）によれば、

文久三年福岡に生る。家は世々黒田家の重臣で、祖先は黒田家二十五騎の一人として知られた功臣である。三郎は早熟の穎才で年少の時から自由民権の政客と往来し、或は松村雄之進等と福島県に開墾事業を起す等、弱冠にしてその活動大人を凌ぐものがあつた。二十一歳にして陸軍士官学校に入り、業成りて歩兵少尉に任じ、才幹儕輩〔とまがら〕を圧したが酒癖の為に上官を斬り、遂に軍職を去つて上海の日清貿易研究所幹事となり荒尾精を助け、次いで明治二十六年暹羅に渡航し、木材事業に従ひつつ画策する所あつたが志を得ずして朝鮮支那の間を放浪し、支那の第一革命には末永節と共に山東で活躍を試みた。しかし彼の革命援助も南北妥協の爲め殆ど徒勞に歸して爾來事多く志と違ひ、久しく雌伏して鳴かず蜚〔ど〕ばずの状にあつたが、満州事変勃発の後ち興安嶺方面に於て老來の意気を發揮すべく東都に入つて同志の間に奔走している裡病魔に冒され、友人末永節の庇護を受けて療養に従つていたが、昭和七年七月四日遂に不歸の客となつた。享年七十。

旧友相集つてこの不遇の老志士の爲め懇ろなる葬儀を営んだ。

酒好きの岩本が休職処分を受けた理由は、借金など私生活上の問題で職務が疎かになったことも一因であったが、陸軍歩兵少尉正八位益田三郎は上官に斬り付けるといふ無謀な行為によって、1891年6月2日付で免職となっただけでなく、正八位の位階も剥奪された（国立公文書館、本館-2A-018-00・任 A00251100）。

1893年に来タイし、タイ語を学んでいた益田は、同郷の平山周とともに、1896年4月15日から5月8日までチャチョンサオのサナムチャイケートで林業調査を実施した。これは日本人のタイにおける最初の経済実地調査というべき快挙である（詳細は、村嶋英治「日本人タイ研究者第一号岩本千綱（48）」、『クルンテープ』（泰国日本人会月刊誌）、2015年9月号、20-23頁参照）。益田が林業事業の準備のために、帰国したことは次のように報じられている。

益田三郎氏は曾て職を陸軍に奉じ明治二十三年荒尾精氏上海に日清貿易研究所設立の挙あるに及んで聘せられて同所の幹事となり同二十六年暹暹葛藤の事あるに及んで孤劍飄然暹羅に入り爾來二年間一隅を塾居して私（ひそか）に天下の動静を伺ひ傍ら語学を研究して交を高僧実業家等に締して深く同地の事情に通ずる人 氏今回同国の官吏クンクラン氏と結んでスナム〔サナムチャイケート〕地方に珍木伐出の計画整ふたるを以て要を帯びて去る一日〔6月1日〕盤谷出発帰国の途に就けりと云ふ。（国民新聞 1896年6月20日号）。

⁴⁸ นายนาม (Nai Uam) 父親はプレーヤーのタイトルをもつ官僚貴族。タイ文部省との3年間の被雇傭契約が切れて1895年末に帰国した木版製図師大山兼吉（1864-?）に同行して来日した。来日の目的は美術修業のためである（『国民之友』第288号、1896年3月21日発行、45-46頁）。但し、日本語学習が主で美術修行をしたかどうかは疑問である。1895年末の来日時には28歳で、京都と東京に交互に住んだ。京都の田村某に借金をして生活したが、1898年に田村がテラウォン外相に対していつまでも返済されないと訴えて、タイの宮内省から送金を受けた。1902年9月29日にバンコクに帰還し、外務省に通訳として雇用されたようである（タイ国立公文書館^{no} 43.24/1）。1900年9月時点では、在日タイ公使館の日本語通訳の職にある（タイ国立公文書館^{no} 9.1.1/31）。最も早期に日本に留学したタイ人だが、帰国後の経歴は現在のところ不詳である。

日暹通商貿易に着眼して数回の渡航を試みたる岩本千綱氏等は其目的を達せんとして盤谷居留の本邦人を糾合して日暹協会といふ社交的団体を設けて時機の至るを待ちつつありしが今や領事館設置の議も決し其時機已に到来したれば従来暹羅国に關係ある宮崎寅蔵〔滔天〕益田三郎山本安太郎諸氏及び目下在留中の暹羅人ウオム氏等と共に東京にも日暹協会を設立し磐谷協会と氣脈を通じて両国間の通商上に利益を与へん計画にて愈々其成立の上は朝野名望家の賛同を請ふ筈なり

同年9月4日には、岩本は、下記のように愛宕下青松寺で日暹協会設立の趣旨説明会を開き、発足までの世話人として13名を依頼した。

一昨四日午後二時より日暹協会並に有志諸氏愛宕下青松寺に集会し岩本千綱氏は暹羅国事情並に協会設立の趣旨を述べ石橋禹三郎氏は同国僻陬の景況を話し終て主唱発起人総代岩本氏より発会式を挙る迄の世話人を左〔下〕の十三氏に囑託せられたりと云ふ

高橋與市、河合萬五郎〔1853-?, 牛肉商〕, 宍戸集太、武井忠五郎、安田勲〔1853-1916, 千葉県選出衆議院議員〕, 村田峰次郎〔1857-1945, 文筆家〕, 大野保四郎〔1840-1908, 千葉県会議員〕, 小林樟雄〔1856-1920, 岡山県選出衆議院議員〕, 原治三郎、菊地〔池〕謙讓〔1870-1953, 新聞記者〕, 鈴木巖、井土経重〔靈山, 1855-1935, 文筆家〕, 富樫吉二郎⁴⁹

岩本は日暹協会の組織化と並行して日暹貿易会社の設立を進めた。

九州日日新聞(熊本) 1896年8月23日号に「日暹交通事情」と題した次の記事が掲載されている。

日暹交通事業 近來本邦に於て暹羅のことに注目する者次第に多く随て種々の計画を為す者あり既に同国の事情に通ぜる人々にして日暹協会なる者を設立し両国の国利を計らんとすの計画ある由は嘗て記す所ありしが爾來此議も多くの賛成者を得遠からず總會を開きて公然設立の運に至るならん又別に日暹貿易会社なる者を設立せんとすの計画もあり此議も大に其歩を進め資本金九万円を以て会社設立のことに不日発起者たる河合萬五郎其他の諸氏より願書提出すと云ふ⁵⁰

上記記事中の日暹貿易会社の発起人河合萬五郎は、岩本が日暹協会の世話人に囑託した13名中の一人でもある。これから日暹協会と日暹貿易会社とは關係が深いことが判る。多分、河合以外の日暹協会世話人も、日暹貿易会社に関係があったものと思われる。世話人たちの経歴を判る範囲で、上に引用した国民新聞1896年9月6日号記事中に〔 〕で示したが、世話人の殆どは政治家か文筆家であり、資金がありそうなのは河合萬五郎⁵¹なので彼の名が代表として挙げられたのではないだろうか。

⁴⁹ 国民新聞 1896年9月6日号「日暹協会の集会」

⁵⁰ 九州日日新聞は熊本で発行されており、1896年7月22日号にも日暹協会に関する記事が掲載されている。これから両記事のソースは、熊本出身の宮崎滔天と推測される。

⁵¹ 河合は東京に於ける牛肉商の始祖の長男に生まれた。

原田道寛編『大正名家録』(1915年、二六社)のカの部の49頁の、河合萬五郎の項には、次のように書かれている。

氏は先考勇の長男にして幼名縫之助と云ひ明治十八年家督を相続すると同時に襲名して二代目萬五郎となる即ち市内屈指の牛肉商たり同家の開業は慶應二年に係り實に東京市に於ける牛肉商の始祖にして始め京橋区三十間堀に居をトせしが明治二年現住所に移れり

日暹貿易会社事業開始のためタイ渡航

国内で日暹貿易会社設立の準備を終えた岩本は、タイで同会社を発足させ、事業に着手するため、1896年10月に、馬場新八（1852-1922?）、今井庄兵衛らと共にタイに旅立った。

彼らの出発は次のように報じられた。

岩本氏の暹羅行 疾（と）くに暹羅に赴くべき予定なりし暹羅〔日暹〕貿易会社の岩本千綱氏は同会社拡張計画等の為め出発延引し居りしが昨日夕汽車にて先づ阪神地方に赴き来る七日神戸発の山城丸〔日本郵船〕にて暹羅行途に上るよし又此度は岩本氏と同行し商業上の用務を以て暹羅に渡航するもの数名ありといふ。⁵²

この訪タイのため、岩本千綱は、井上忠常、藤田常松と共に、兵庫県庁で1896年10月8日に暹羅行きの旅券を取得した。旅券下付表⁵³によれば、岩本と井上忠常の神戸の寄留地は同一。39才2ヶ月の岩本の渡航目的は「会社設立」であり、この旅券を97年6月5日に返納している。井上は、42才11ヶ月の高知県士族で、渡航目的は「土木事業」、旅券は97年3月16日に返納している。一方、藤田常松は、未だ14才1ヶ月の兵庫県平民で「語学研究」が渡航目的である。藤田が何時旅券を返納したかは記載が無く、彼がタイ語を習得したかどうかとも判らない。

岩本が、下記引用の記事の中で、日暹貿易会社の用事も兼ねて渡タイした年壮気鋭の人と書いている今井庄兵衛は、旅券下付表によれば、24才4ヶ月、平民で神奈川県横須賀町に住所を有した。彼の渡航目的は「商業視察」と記載されており、神奈川県庁で1896年9月16日に旅券を得て、97年2月18日に返納している⁵⁴。

岩本のタイ行きの最も重要な同行者は、馬場新八である。宮崎滔天は国民新聞1897年2月3日号に載せた「盤谷雑話（二）」の中で、「馬場新八氏は岩本千綱を嚮導として〔バンコクに〕来り五十万円を以て組織せられたる日暹貿易商会〔会社〕の代表者として吹聴せらる」と書いている。

岩本自身も自伝「隈水先生の略伝」の中で「先生謂〔おもへ〕らく今や対暹の機運殆んど熟し国家已に条約に着手す此時に於て民間有力者を奨励して貿易殖民の業を起すべしと乃ち一方には日暹協会

当時横浜より鮮肉を取寄せ之れを市中に鬻ぎしが未だ西洋文物の輸入せられざる以前のこととて一般の思潮頑冥上下與に牛肉を○〔一字消失〕にするを恥とし之を忌み嫌ひしを以て其需要頗る乏しく僅に築地ホテルに供給する位に過ぎざりき明治戊辰の役に際し各藩兵の入京するや需要漸く増せしも乱治るや依然として振はず市中よりも市外の売行却つて好況を呈せしを以て氏自から騎馬にて牛肉を売り廻りしと云ふ当時近江国より牛肉の味噌漬を出せしが初めて滋養に富めりとて漸次に需要を増す偶々明治四年二月某外国大官の来朝して宮中御陪食の挙あるや同家は牛肉の御用達を仰付けられ爾來引続き宮内省御用を勤め居りて明治十年傍ら煮売りを始め漸次好評を博し其後時代の推移は肉食を嗜むに至りて業況勃然として振ひ遂に今日の盛運を見るに至れり

氏人となり撃突卒直妄りに人に許さざるも一片稜々の俠骨あり予て同区会議員として貢献する所頗る大なりと云ふ又慈善事業に尽すを楽しみ家にありては能く使用人を働〔いた〕はり一面家業に熱誠にして得意次第に増加し諸官衛会社銀行等の御用日に多きを加ふ殊に築地精養軒の始めて起るや氏の亡父の援助与つて力あり為に今尚同軒の牛肉は河合家のものをを用い居れりと云ふ

夫人をフク（元治元生）と呼び貞淑温良の聞えあり一女あり名をひで（明一四生）と云ふ

⁵² 朝日新聞 1896年10月2日

⁵³ 外務省記録 3.8.5/8 「明治廿九年自拾月至十二月 海外旅券下付一覧表 兵庫県」、リール 12

⁵⁴ 外務省記録 3.8.5/8 「神奈川県 自明治二十九年七月至同年九月海外旅券下付一覧表」、リール 12

⁵⁵ 前掲村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老摺安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」、18頁

なる社交的団隊〔体〕を作り他方には両国間の貿易団隊〔体〕を作らんと欲し奔走遊説の結果終に有志相結んで資本金五十万円を以て日暹貿易株式会社を發起するに到る〔1896年〕十月先生会社代表人今井〔今井庄兵衛〕顧問馬場〔馬場新八〕二氏と四度（マ）暹羅に入る⁵⁶と書いている。

また、岩本は『暹羅老撾安南三国探検実記』（博文館、東京、1897年8月30日発行、5頁）において、「同年東京の某々氏等暹羅国と貿易を開かんとし余をして其事に与らしむ仍て余は東道主人となり主任者某氏と共に磐谷に到る 事成るに垂〔なんな〕んとして余は某氏等との間に意見の衝突を来し其結果終に相互の関係を絶つに到り随て計画亦た敗る⁵⁷と書いている。日暹貿易会社の出資者は「東京の某々氏等」である複数の人々であり、岩本は日暹貿易会社の「主任者某氏」とともにタイに赴いたが、意見の対立を来し日暹貿易会社と関係を絶ったというのである。ここでは「主任者某氏」と記して実名を挙げることを避けているが、後に見るようにこの主任者とは馬場新八のことである。

海軍造船少監馬場新八

馬場新八は、1896年10月3日に外務省で旅券を得た。彼の肩書きは海軍造船少監、渡航目的は「病氣療養の爲め」と記されている⁵⁸。

馬場は1897年12月末に予備役に編入され、1898年1月9日付で海軍大臣侯爵西郷従道宛てに恩給下賜請求をしたが、そこに詳しい履歴書⁵⁹も付している。

同履歴書によれば馬場は嘉永5年1月8日（1852年1月28日）に生まれ、1871年9月に海軍兵学寮へ入寮、75年10月同校を卒業と同時に海軍機関士補に任官、77年4月17日には軽気球製造掛を申し付けられた。同年5月21日に、彼は軽気球に試乗、空中に浮揚した最初の日本人となった⁶⁰。

履歴書及び内閣官報局『職員録』によって、その後の馬場の経歴を追ってみると、1877年6月に海軍少機関士（少尉レベル）に昇進したのち、技術将校として順調に出世し、機関学校教授なども勤め、1887年12月末には海軍少技監（少佐レベル）に昇進、同時に艦政局機関課僚（課次長）に補せられた。89年5月には横須賀鎮守府造船部製造科主幹、加えて同年6月には海軍技術会議議員にも補せられ海軍造船工学校長も兼任。1893年5月まで丸4年間これらの職にあった。93年5月には鎮守府条例改正により、本務は横須賀鎮守府造船部造船材料科倉庫主管に変更、海軍技術会議議員と造船工学校長（93年末に造船工学校は廃止され技手練習所長に）の兼務は継続した。しかし、どうした訳か1895年10月14日付でこの3職とも解任された。96年2月には慢性関節リウマチで15週間病休していることから見て、体調不良が原因であったと思われる。1896年4月には海軍武官官階改

⁵⁶ 拙稿（中）220頁

⁵⁷ 前掲村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」、15-16頁

⁵⁸ 外務省記録3.8.5/8「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）旅券付与明細簿明治29年1月～12月」（本省渡し）、リール旅13

⁵⁹ アジア歴史資料センター・レファレンスコード C06091165200

⁶⁰ 彼の出身地米沢の記念誌（『米沢百年：市制百周年記念誌』、1989年、米沢市制百周年記念事業実行委員会、4頁）は次のように記している。

明治四～六年に海軍兵学寮に入った米沢出身者は、馬場新八（造船少佐）、石原忠俊（少佐）、大瀧新十郎・高津精二郎（病氣退寮）、下條於菟丸（少将）の五名である。馬場新八は明治三年に上京して鳴門義民の英学塾で英語・数学を中心に修学後兵学寮に合格、明治十年五月、日本で初めて軽気球の飛揚に成功し後世にその名を残している。

正により、肩書きは海軍造船少監と変更されたが、実質的な仕事はなく、9月29日付けで、多関節リウマチの診断書を付して「小官儀病氣之処別紙診断書に因り暹羅国盤谷府に転地養療仕度往復日数三十日滞在日数三週間に候間御認可相成度此段奉願候也」という転地養療願を海軍大臣に提出し、10月1日付で許可された。そこで、10月3日にバンコク行きの旅券を得たのである。

このような経歴の馬場新八が、どうして岩本の日暹貿易会社に加わるようになったのであろうか。それを記した文献は見当たらない。馬場に、河合萬五郎のように資金があったとは思われない。馬場の息子の由雄は、東大法学部を出て農林省の課長レベルで死亡。その子、即ち新八の孫の一人は、東大医学部を出て日大医学部の小児科教授を長年勤めた一雄（1920-2009）や東大法学部在学中に学徒出陣し1945年3月に仏印沖で戦死した充貴（1922年生）など優秀ではあるが、資産家とは思われない。

馬場と岩本を結びつけたものは、海軍造船関係の重要ポストに8年近く在職した馬場の経歴が関係ありそうである。軍艦建造には、チーク材が不可欠であったが、岩本の日暹貿易会社は、馬場の海軍造船部とのコネを使って、タイ産チーク材の注文を取るのみならず、海軍からの前払金をも得てこれを事業資金に充てようと思論んだのではないだろうか。

岩本の第九回暹羅渡航記

1896年10月の岩本の訪タイは、1892年7月、93年8月、94年12月、96年3月に次いで第5回目である。

この旅行では、彼は「第九回暹羅渡航記」⁶¹と題して下記の旅行記を、香港とバンコクから国民新聞に投稿した。日暹貿易会社の成功を信じて心も軽かったためか、或は元来楽天的な性格であったためか、旅行記は澁刺として生気に溢れている。その文体は、半年後に執筆した三国探検実記に相通ずるものがあるのは当然であろう。

第九回暹羅渡航記 於香港旅舎東洋館 隈水生 岩本千綱

余が暹羅に往復すること前後已に九回なれども筆無性〔精〕の事とて未だ一回も旅行記を作りたることなかりしが今回は破格を以て竟に秃筆を執ることとせり

〔1896年〕十月八日晴 午後第七時神戸に於て、高田義丸氏所持の小汽船正義丸に乗ず実は昨七日馬場〔馬場新八〕、今井〔今井庄兵衛〕二氏と郵船会社の山城丸に同乗する筈なりしが旅券のことにて少しく手間取り〔旅券下付が10月8日になったので〕止むを得ず一日遅れたり 同行は井上〔井上忠常〕、藤田〔藤田常松〕二氏なり尤も山城丸は馬関、長崎二港へ二日間碇泊する筈なれば好（よ）し一日遅るも十一日長崎出発迄には充分山城丸に追及すべしとの予算を立て居るが為なり

九日微雨 午前第三時一声の汽笛天地の寂寞を破ると共に我が正義丸は錨を神戸港に抜く正に是れ秋風九度上征途

同日午前第十時五十分船は讚州多度津に着し十一時四十分同津を発す四国の山は雲烟模糊の間に

⁶¹ 岩本は、渡航回数を1往復で2回と数えるので、訪タイ第5回目の往路は、第9回目の渡航となる。

在り

十日晴 午前第三時船は馬関に着し同四時五十分發十時博多に投錨直に上陸旧知津田勝吉氏を訪ひ箱崎八幡宮に詣づ津田氏は嘗て暹羅に遊び去月帰朝せし人にして余を將〔ひきい〕て或割烹店に到り痛飲 漏刻午後第二時辞して船に歸り第五時出帆す此日風伯威を逞ふし激浪天を衝く玄界洋上夢数々驚き暁に到て風漸く止む

十一日晴 午前第二時長崎港に入り上陸三原屋に投ず此日諏訪神社祭にして市中の雑沓甚しく午後第二時例の山城丸に転乗す

午後第四時濠州初航の汽船一千五百六十噸の山城丸は四十余人の旅客と貨物を満載し徐々長崎を發して南に向ふ

十二日暴風雨 西北の風にて追手なれども怒濤山の如く船の動揺甚しく潮水屢々甲板を洗ひ去り船客為めに眩暈するものあり

十三日晴 浪尚ほ高く動揺依然

十四日晴 右方或は近く或は遠く大陸若くは島嶼を見るの他記すべきことなし

十五日晴 前日に同じ午前第七時三十分香港に着し直に日本旅舎東洋館へ入る

暹羅へ同行の諸氏

余や自ら驚駭を斗らず窃に期する処あり明治二十一年官を辞し野に下り暹羅事業に従事してより星霜茲に九ヶ年暹羅へ往復すること前後已に九回此間毎に逆境に立ち世の褒貶を顧みず己れの利益と名誉と身命とを犠牲に供し一片の素志只だ希ふ処は日暹兩國の交通を開き其親密を温め其連結を完ふするの階梯にても作らんとするにありしが今や氣運際会兩國の通商条約將に成らんとし日本よりは彼の国に公使館領事館を置くの議あり民間に在ては又た日暹貿易の壯挙あり今後更に進で殖民並に航海の実行を見るに到らば此れ実に余が宿昔の志を達するものと云ふべし余や斯く自ら無力成す能はざるを知る余は暹羅事業の為めに甘じて奴隸となり日本国の有力者をして之を大成せしめんと誓ふ安ぞ自ら其間に投じて名利を貪るが如き卑劣野心あらんや若し夫れ幸に日暹兩國間の事業成り余が恩人殊に無限の知遇を辱〔かたじけな〕ふせし暹羅農商務大臣陸軍中將セリサクヂー〔スラサク〕侯爵が責めては一回なりとも破顔愉快の温容に接するを得ば余が願ひ茲に足る今や諸氏と同行第九回の征途に上るに際し聊か感を書すと云（マ）

馬場新八氏 海軍少技監（マ）にして今回転地療病の為め暹羅国に赴く

今井庄兵衛氏 神奈川県横須賀の人にして年壯氣鋭日暹貿易会社の用事を兼ね商業の為め暹羅国に赴く

井上忠常氏 高知の人嘗て土木業に経験あり今回本業視察の為め暹羅に赴く

藤田常松氏 神戸の人年齒僅に十四歳留学の為め強て余に乞ふて暹羅に赴く

以上諸氏を初めての渡暹にして余は之が東道主人たり（国民新聞 1896年11月13日号）。

第二信、明治二十九年十月二十三日暁午前第八時暹羅行き汽船孔明号に乗り込み申候此船は昨夕出帆の筈なりしが荷物の都合にて今日迄延引致候ものにして同行者は日本より同行したる小生等四名と昨日日本より新着せられたる中村弥六、杉浦五郎、高城善四郎の三名を加へ連中は茲に八名と相成申候由来日本人が二十名以上も同時に暹羅へ参りしこと有之候得共悉く此れ労働者にし

て今回の如く地位資力中等以上の先生加之も自費を抛（なげう）ち打揃て盤谷に入り込むは此れを始めと為すべく此れ必竟気運の然らしむる処なりとは申ながら今後日暹兩國間の仕事に一生面を開き宿昔の志を遂る点に近付き来るやと思へば心中愉快に不堪候乍此上諸君方の御尽力あり度ことを私〔ひそか〕に相祈居申候

出帆号旗は高く前檣に掲げられたり午前第十時四十分孔明号は我等八名の日本人と三十名の支那人とを載せ錨を香港に抜き南方暹羅に向て出発致候小生は兼て旅館より用意し来れる日本酒を開き諸君と之を傾け聊か祝意を表し帝国万歳航海万歳を唱へ申候

此日は天気晴朗なりしも昨夜来の暴風余威未だ息まず夫れが為め船の動揺亦甚しく候得共兎に角連中大勢なれば別段苦にも成らず笑談百出時間の移るを覚へず候

夕陽已に波上に落る頃只だ看る満天墨を流せし如くアワヤと叫ぶ間一髪疾風猛雨勢を合し俄然孔明号を襲来し素より甲板上には天幕の嚴重に張りあるにも関はず横ざまに降り込む雨は車軸を流し恰も露天にあるが如く山なす激浪は舷〔ふなばた〕を打越し雨と汐との為め甲板上は忽ち溜池の如く深さ二尺に垂んとするに到り椅子は漂ひ革鞆は流る馬場、中村の二氏は上等室にありたれば幸に此の奇禍を脱し候得共小生等六名の下等甲板旅客は身体丸で濡れ鼠と化し毛布を掩て雨中にある有様は実に目も当てられず小生が九回の航海中ケ様のことは稀に逢ふ処に有之候今井氏は最早致方なしと諦めずうずう敷も毛布を頭より掩（おほ）ひ椅子に横臥しながら小生を呼んで曰く岩本君僕は都々一作り下の句丈け考へ出せり君上の句を添へ呉れ賜へとて

波の蒲団に雨の夜具

小生不取敢上の句を

かわひそうだよ甲板旅客

と固自付（こじつ）候素より綽々胸中余裕あるでも何んでも無之候之れ実に当時の真況を写せし者にして如何に困難なりしかは想像に余りあることと存候

殆んど終夜此の二勁敵と戦ひ勞れたる小生は何時しか困眠して曉に到るを覚へず居候

同月廿四日半晴 幾点の鐘声枕に響き驚き覚れば夜は已に明け放れ雨も亦た終に止み居候得共密雲は未だ修まらず舷の動揺前日に異り不申候時々四十度位左右へ傾斜致候事あり同行中椅子と共に顛転（てんでん）甲板に投げ出されたる先生も有之猛雨終日晴陰定まらず薄暮に到り雨全く止み浪亦た穩に相成候此夜は丁度旧曆十八日に当り見渡せば水天一色滿眸又た山をも雲をも看ず半空の大月は山へ渡りて波上錦を布（し）きたるが如く其景色中々名画も難及候之を前夜の大騒動に比すれば実に別天地の感有之連中興に乘じ笑談夜の更（ふく）るを知らず井上氏の義太夫小生の軍談杯最も喝采を博し候

同月二十五日晴 風死し波亦た穩に船中さながら畳上に在るが如くに候此日午前第九時船は安南沖北緯十六度三十分の処を過ぎ申し候華氏寒暖計八十六度（国民新聞 1896年12月23日号）。

元来甲板旅客の運賃は香港より暹羅迄十五弗にして支那流の食事附属致し居候得共粗悪汚穢人間外の食物なれば到底日本人の食に堪へずと同行豪傑連中も流石に辟易しボーイに相談して一日六人分三弗を払ひ別仕立の食事を出すことに相成候扱て本日は口開きなれば如何なる御馳走出るかど待ち構へ居たるに持ち出でたる膳部を見れば白粥（かゆ）に玉子煮とスルメ梅の三品を添るの

みなれば此れが一人前廿五銭の賄かと同呆然致候諺にも可愛子に旅をさせよと申すことあり実に世間の贅沢者をして一度此の甲板旅行を致させ度候午後馬場氏の周旋にてブランデー一瓶鱗ビール小瓶半ダースを購ひ各々大喜びにて満酌微酔を買ひ纔に頃日の困却を慰め候併し鱗の小瓶三十銭は少し高価にあらずやと存候

此日は暑気漸く加はり単衣にて熱きを覚へ旅店より贈りし団扇を手にして銘々涼を貪り申候日本にては最早不用と存候に此夜驟雨復た到れ共前夜の如く甚しからざれば大幸に有之候

同月二十六日晴 暁起頭を擡（もたぐ）れば船は北緯十二度の処にありてパタラン灯台下を過ぎ居候時に午前第六時十分にして交趾山頭残月白、小生は幾度か此の海上を過ぎて未だ嘗て悽然たらずんばあらず臆起す嘗て此の百里の江山一度犬羊に附し去てより仏蘭西は柴棍〔サイゴン〕を以て東洋の重鎮となし陸海の軍備整然として三色旗影の根拠と相成候幾多血性有情の男兒果して半滴の熱涙を灑〔そそ〕ぐものありや否感慨極つて此に一言す

午後零時三十分華氏寒暖計八十九度此夜亦々例に依り甲板上に集談し端歌、都々一、義太夫、軍談、各自得意の隠し芸を出し無聊を慰し最後に謎と相成小生が

甲板旅客の禁物と懸けて漢の高祖と解く意は項羽（降雨）に恐れる

此れ実に当夜の白眉に有之候蓋し甲板旅客の恐るるは風浪より寧ろ降雨に有之候

同月二十七日半晴 午前第七時二十分船はコンドル群島の一部ブラザー嶼と称する東経百六度北緯九度三十分の処を進み申候中村君は小生等甲板旅客の実況を写せし左〔下〕の大津絵替へ歌あり

おおいおおい ぼーいさん 米粥こつちへたいてをくれ 豚尾漢（ちゃんちゃん）は 何んだか喋々し いへいへおかゆはできまん 手鼻で仕（し）てあげる 料理のくさいめし どうしてお酒が参りましょ やれやれしぶといちやんちやんめと直（ち）き話し 何の苦もなく ひと賄賂 命を金での暹羅を指しての六人（むたり）づれ

小生亦た航海中の有様を夕暮替歌に擬し申候

夕暮にながめ見あかね 四方（よも）の景 月のふぜいは支那の山 帆かげにあかりが見ゆるぞへ あれ笛がなる船がつく 港に名所があるわいな（国民新聞 1896年 12月 24日号）。

十時西方遙に坦々たる大陸を望む之れは交趾支那の東南端にして所謂累茂岬に有之候此所東経百四度五分北緯八度二十五分にして海水黄色を帯ぶ本日午前第十一時華氏寒暖計八十七度此夜亦た例の暴風雨の御見舞を蒙り殊に御丁寧に大雷の御加勢もあり殆んど寒胆閉口致候甲板上は居る処なく椅子を担（かつい）で此処彼処に立騒ぐ風情自分ながら慙（あは）れなる有様に候。

同月二十八日半晴 小生は昨夜風雨の二大敵と激戦し終宵殆んど一睡をも致さず雨晴れ雷止みし頃は午前第三時過ぎにして之れより纔に仮眠を貪りしも須臾にして甲板掃除の為め可憐夢を破られ眼を擦りながら起て天の一方を眺れば金光半月在檣頭 時に午前第六時二十分船は北西方に向て駛す昨日来進行の速度十二海里宛なりと聞く。

午前第八時華氏寒暖計八十一度にして涼味掬すべく憐むべし一昨日来殊寵に誇りし団扇先生も終に廃斥の悲運に逢ふ此れ亦た狡兎死して走狗煮らるるの類か墓なきは浮世なり。

同月二十九日晴 午前第三時二十分船恙なくパクナン沖に着して投錨す香港を発してより五昼夜

と十七時間を費し候今回の如く速なりしは実に稀有のことに候。

午前第十時進潮に乗り河口を入り湄南河を遡つて海関の下流に投錨せしは午後第三時にして旧知の江山は笑て小生を迎ふるが如く相見へ候。

回顧すれば本月八日神戸港を辞してより今日迄二十有三日の長旅行も無恙相終り申候。

小生は着後直に外務大臣デバウヤングス〔テークワオン〕親王、宮内大臣プラウヤンチャイヤン〔พระองค์เจ้าไชยวัฒน์มงคล, 1866-1907〕親王、王弟クロームラーヂャサク〔กรมหมื่นราชศักดิ์สโมสร, 1856-1931〕親王各殿下、文部大臣バスカラウヤングス〔パーサコーラウオン〕侯爵、農商務大臣スリスサクデー〔スラサク〕侯爵等を始め其他三四の皇族貴族を往訪致候得共皆な来遅挨拶の爲にして別段六ヶ敷噺しも致し不申候此れより追々用事に取掛る都合に有之候尤も日暹協会のことは前記皇貴族達も悉く賛成にして何れ其他を勧誘の上にて公然協会に申込む筈に候。

小生は非常の繁忙故自然日本の旧知各位へ安着の御報も不行届候間可然御高恕を仰ぐ。

明三日は磯長海洲、佐々木寿太郎二氏の催しにて天長節を祝する爲め午前第九時磯長氏方に在暹日本人集会、両陛下の御影を拝し終て一同馬車を連れ郊外サップアトー村旧公園地に到り祝杯を挙ぐる筈に御座候。

明治廿九年十一月二日暹羅国盤谷府に於て（国民新聞 1896年12月25日号）。

1896年10月29日にバンコクに到着した岩本は、日暹貿易会社を起ち上げた。1908年12月23日付在バンコク田邊熊三郎領事の報告「暹国に於ける日本人」⁶²には、日暹貿易会社は、雑貨を取り扱い1896年11月に開店したが、「1ヶ月にて閉店」と記されている。

日暹貿易会社が空中分解した理由は、岩本によれば岩本と馬場新八との間に対立が生じたからである。岩本は、朝日新聞1897年1月10日号に掲載された、三国探検に出るに際しての「告別の辞」の中で、「我れの此国に対する事業は建設的に傾き来り吾が事殆んど畢れり殊に余は今回馬場〔新八〕氏と意見を異にし日暹貿易会社との関係を絶ちたれば彌以て閑散の身となれり」⁶³と記し、自伝「隈水先生の略伝」では、より具体的に次のように述べている。

然るに先生の意見馬場氏と合はず蓋し先生は東洋大勢上より暹羅扶植の目的を割り出したる商業にして馬場氏は此の国民孤弱を奇貨とし自家に利益を収め暹羅の存亡は眼中に置かざるにあり此れ衝突の重なる原因なり先生於是乎断然袂を揮て会社との関係を絶つ時に二十九年十一月二十九日なり

可憐先生有為の資を以て非常の志を抱き曩に殖民会社〔暹羅殖民会社〕を興して一敗地に塗〔まみ〕れ今又商事会社〔日暹貿易会社〕を企て中道にして去る⁶⁴

何故、岩本と馬場新八は対立し、日暹貿易会社は早々と瓦解に帰してしまっただろうか。原因は馬場の方ではなく、岩本にあったように思われる。馬場が、バンコクで内実が露見した岩本の大風呂

⁶² 外務省報告課『通商彙纂』明治42年13号、1909年3月8日発行

⁶³ 前掲村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」17頁

⁶⁴ 拙稿（中）220頁

敷に愛想を尽かしたように思われるのである。

岩本は日本でタイ事情に精通しているだけでなく、タイの有力官僚貴族に協力者や出資者がいることを売り物にしていたはずなのに、実際にバンコクに着いて見ると、タイ側協力者は少なく、開店はして見たが、チーク貿易などに大きな進展を見込むことができなかつたからではないだろうか。帰るに帰れなくなつた岩本千綱は、1896年12月20日に捨て身の三国探検に旅立つた⁶⁵。(続く)

正誤表

拙稿(上) 215頁 本文上から12行目 (誤) 1月28日→ (正) 1月18日
 拙稿(中) 141頁 本文下から7行目及び12行目 (誤) 奥村絵美→ (正) 奥山絵美
 拙稿(中) 142頁 本文上から12行目 (誤) 奥村絵美→ (正) 奥山絵美
 (岩本千綱の孫で、千綱の遺品を一括所蔵されている奥山絵美様からは多大のご協力を頂いたにも拘わらず、拙稿(中)ではお名前を誤記してしまった。茲に不手際を深謝致します)

巻末付録

巻末付録(1)

面田利平「邦人草分け時代の短聞」⁶⁶

私が暹羅国にやつて来たのは明治二十八年の一月二十三日で、丁度日清戦争の真最中だつた。明治二十七年の暮神戸の旅館に山口県大島郡の者達ばかり三十二名集つて、ハワイへ移民として渡る覚悟でいた所、岩本千綱の暹羅への移民がハワイより以上[に]有利なる話を聞き遂に一同賛成して暹羅に渡ることになつた、当時神戸の水上警察に親切な方が居て皆々大変世話になつた、諸君海外で大いに発展してくれと励まされた事を今でも覚へて居る。

神戸の宿屋で一人前六十円の金を岩本千綱に渡し暹羅行会計を依頼して神戸を出帆して香港までやつて来た。勿論今の様に直航船もないので一旦香港に上陸して当時有名だつた東洋館と云ふ日本人の旅館に旅装を解き、一行三十二名が暹羅行便船がないかと拾日程船待して居た処が宿屋の主人から勘定書が廻つて来る 各人とも六十円あて岩本に渡したが香港までの船賃やら其の他に使つて最早残りいくばくもない、一同寄り集つて協議したが無い袖は振られぬで困りはてた時しも暹羅皇太子殿下(ラマ六世)⁶⁷(マ)が日清戦争を見物に行かれる目的で香港まで当時の農商務大臣ピヤスリサク[スラサク] 其の他随員一行がやつて来た時は、よしと岩本千綱がピヤスリサクに面会を求め、日本移民が暹羅に渡る目的で当地まで来て居るが旅費の都合で行く事出来ず困つて居る事情を述べ後援を願つた所大枚二千円を貸してくれ一同大助り宿屋の払を済ますやら暹羅行切符を求めるなど子供の様に喜び英国船の三等で明治二十八年一月二十三日に盤谷に到着した、丁度香港から十二三日かかつた様に思ふ、暹羅に到着して見ると農商務大臣の後援で日本人がやつて来たと云ふので土人達が大変歓迎してくれ、ジャボン[ザボン]を持って来てくれるやらバナナを沢山持つて来てくれるやら吾等が

⁶⁵ 前掲村嶋英治「岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって：探検の背景と実記の質」19頁

⁶⁶ 原文は片仮名表記だが平仮名に直し、明白な誤字は修正した。また、表記を統一した。例えば、シヤムと暹羅は全て暹羅に、ドクター三谷とドクトル三谷は、全てドクター三谷になど。なお、[]内は原文の誤記を修正したものである。

⁶⁷ 拙稿(中)144頁に見るように、スラサクは暹羅皇太子殿下(ラマ六世)の随行で香港に来たのではない。スラサクは当時の暹羅皇太子ワチルナヒット殿下がバンコクで急逝した報に接し、訪日を中止しバンコクに引き返した。

珍しいのか見物に来るもの達で毎日大賑だった、婦人連中も九名ばかり居たので着物や帯を珍らしがり色の黒い土人が何かと世話してくれた、一行の宿はタチエンのマーケット [マーケット] の川向ふにあつた外務省 (マ) の脇にあつた宿に到着きそこで一ヶ月滞在した。

香港まで日清戦争見物にと行つて居た暹羅人連中も皇太子が病気されて戦争見物もオヂヤンになり⁶⁸、ピヤスリサツクも程なく帰つて来られた、一ヶ月余りもブラブラして過したが何か仕事にかかろうと、ピヤスリサツクの土地今のサラデエーン公園の土地を開拓に取りかかつた、今でこそ跡方もないが当時は密林でどうする事も出来なかつたのを木を切り倒すやら燃すやら皆んなして大いに働き一二町歩も畑を作つた、勿論あそこに小屋がけて居たが、ピヤスリサツクの奥さんが皆んなを大変大事にしてくれて色々御馳走してくれるやら女子供達をピヤスリサツクの邸宅 (三年もかかつて作り上げた立派な邸宅) に招待してくれるやらほんとうに色々世話になつた。

処が畑は作つたものの野菜の種を買ふ金がない、ピヤスリサツクには最早色々無心やら世話になつて居るので其の上野菜の種を買ふ金を出してくれと言へない、然し名案もなければ結局ピヤスリサツクに話して野菜の種を世話してもらうやら今の無線電信のある所で米田を作るやらした。

暹羅米の製法と日本のが大変違ふので暹羅人の農夫三名に手伝つてもらひ試作 [を] やつて見た処が大変収穫もあつたが暹羅人達にも分配してやり我々も食料にと取つておいた、丁度収穫して其の翌年の二三月頃大変暑く又言葉も判らぬ中に暹羅を上げようと云ふ者あり二度目の米作やら野菜畑などは試作当時よりダレ気味でよい成績は上らなかつた、其の内日本へ四五名帰る者も出来又新嘉坡へ行く者も出来我々七名がコーラート [以下コーラート] 線の鉄道敷設工夫となつて出かけて行つた、当時は独逸人が暹羅で大変幅 [を] きかして居た時代で鉄道の敷設技師は独逸人だった、丁度我々とコーラート線に行つた独逸人は奥さんが日本人だつたので我々を可愛がつてくれた、又我々もよく働いて良い評判を取つたものだ、パプロヨ⁶⁹ で七ヶ月滞在中丁度其の時悪性のマラリヤが流行して大森五郎衛門 [大森五郎右衛門] と自分の家内をどうどうなくした、此の二人の死亡が原因で四人は鉄道工夫を思ひきり盤谷に帰り船便で皆日本へ帰つた、自分だけはコーラート線の途中パプロヨ、ケンコーイ [ゲンコーイ] 等で尚ほ一年働いた、其の時自分の子供を三谷 [医] 院の三谷ドクターに預けて置いたがそれも一年たらずの内に死亡最早全く遠き海外で一人ぼつちになつた、若し妻も死なず子供も生きて居たら今まで三十七八年も暹羅に居たかどうか疑問だ。

其前後岩本千綱が第二回目の暹羅移民を二三百名内地で募集して居る由を聞いたので我々で相談して神戸出発の時世話になつた水上警察宛手紙して、岩本千綱の山師なる事を説き、我等が喰ふに米なき辛き数ヶ月間を送つた事を云つてやり、岩本の無責任を称へ、第二回移民の中止運動 [を] した所神戸水上警察も大変喜ばれて早速第二回移民を中止されたとの事であつた。

丁度其の前後に我々一行三十二名の内二十名ばかり ブカノン [ブカヌン] 河の上流にある錫山⁷⁰ (マ) が金儲けが良いとて出かけて行つた処が一年も経たぬ内に皆んな熱病でコロコロやられ二十名も行つた内僅か三名だけ三谷ドクターと一人の書生に助けられて⁷¹ 盤谷へ帰つて来た、生存者の話を

⁶⁸ 同上

⁶⁹ サラプリーの別名であるパークプリヨのことだと思われる

⁷⁰ 正しくはブカヌン金鉱山

⁷¹ 三谷はブカヌンに救援には出向いていない。拙稿 (上) 221 頁参照

聞くとコレラ病（マ）にかかつて皆んな死んだ、始めは一行中の大工が棺を造るやら花輪を上げたりして葬式したが後から後からと斃れるので如何ともする術なく菰に包んで山に捨てるを余儀なくせられ誠に可哀想な最後を遂げたものもあつたりした、盤谷に帰つて来た三人は婦人が一人と其の婦人の赤子、独身者一人で間もなく日本へ向け出発した、当時（日清戦争後二三年）盤谷市に居た連中は余り判然として居らぬが、三谷ドクター、磯長海洲、桜木商会の支配人山崎利八〔山崎喜八郎〕、建築士佐々木寿太郎、農商務省に勤めていた（マ）阿川太郎〔阿川太良〕、建築家田山九一、画家の大山周三氏等が記憶に残つて居る。

日露が愈々開戦したと云ふ報道が当地に来た時はそれは大変だつた、今に日本が露西亜に叩きつぶされる、日本と云ふ国は何んで無茶苦茶な事をしてかしたものでしょうと独逸人、英人が我々にも会ふ度に云つたものだ、当時の盤谷オブザバーなど日々の戦況を報じそれはそれは号外号外で我が事の様騒いだ、それが日本軍の大勝利なる知らせで急に吾々日本人の幅がききだした、日露戦争直後軍艦浅間に伊集院五郎大佐が艦長で外に一隻を連れて暹羅にやつて来た、其の時はとても盛んな歓迎会が催され、又軍艦にはアットホームが開かれる、当時暹羅の女学校に勤めて居られた安井哲子、中村、田中、三女師⁷²の手に成る二間に余る大桜の造花がとても見事であつた、それを暹羅皇太子（ラマ六世）が二千銖で御買上になられた、又釣り堀を作つて西洋人や暹羅人の貴族を喜ばしたこともやつた、又公使館でも軍艦乗組員一同を招待して大園遊会を開いた、当時の公使は稲垣公使閣下で思ひ切り飲み次第〔放題?〕の大園遊会だつたので在留邦人の上戸連中とても喜んだものだ。

それから面白いのは日露戦争〔正しくは日清戦争〕後当地に和蘭公使とポルトガル公使の肝入りで日本銀行なるものが生れた、当時の銀行と云へば香港上海銀行とチャーター銀行との二つ限りだつたので新しく生れた日本銀行の評判よく とても預金が増した、支配人はポルトガル人其の支配人の嫁さんが日本人と云ふ具合だから日本人達は我れも我れもと銀行と取引して金を借りたものだ、後で判つた話だが資本金一文なしで初めたので一年も経ぬ内に日本銀行が破産になつた、職業さへ持つて居れば担保なしでどんどん貸す不良貸付が重なつて遂に倒れた、すると支配人なるポルトガル人は形式的に獄に入れられたが、発起人の和蘭、ポルトガル公使の暗中飛躍で獄破りして雲と霞と逃げてしまつた、すると責任者が居らぬので預金者はどうすることも出来ず結局銀行より借金した連中が儲けものと云ふ具合になつて当時の日本人の中には大分その恩恵に与つた者も居た、自分が理髪屋を始めたのも其の銀行から二千四百銖程資本金を借りて始めたが他に競争者もなく又自分も元気だつたのでよく働いて一ヶ年たたぬ内に大部分の借金は銀行に返した、其の時から日本銀行が今日まで続いて居たら我々日本人の発展が今より以上だつたらうに欲〔惜〕しい気もする。

八年程前まで日本人会の書記をして居た柳田君〔柳田亮民〕も洗濯屋をやつたり陶器屋をやつたりしたが結局うまく行かなかつた、先生が余り正直すぎたので商売の方は失敗だつた、然しセンベイ屋を始めはなかなか成績を上げて一時盛んだつたが人に譲つて日本人会の書記を長らくせられた。

又当地で一番な事業家だつたのは、渡邊知頼君だ、今から二十数年前に当地に書生をつれてやつて来て、始めは石鹼やハンカチ其の他の雑貨を小売して細々やつて居たが新嘉坡から印度人が簡単な活動写真の機械とテントをもつて来たのを二千銖で買ひ取つて彼方此方と小屋がけして活動写真を始め

⁷² 三女師の姓名は、正しくは、安井哲子、河野清子、中島富子である。

た当時は、渡邊君と妻君が技師となり機械を廻し大いに活躍した処何分珍らしいので毎日大入多少の小銭を握った、それで今度は大仕掛に始めて見やうと日本へ機械の仕入に行つた処が、先生機械は仕入したが旅費に困つた、それ友達二三名が四五百銖宛出し合つて一千銖余り日本に送金した、それで先生漸く帰盤出来た、それから、今の山口洋行の横丁になる古物町の中にあつた小屋掛と地面を二千銖で買ひ取りサア、これから愈々開業と云ふ段になつたが肝心な御客さん用の腰掛がなくそれで日本人の家から刈り集めた、自分の家から一五六脚も持つて行つた様に思ふ、そんな具合で蓋を開けると忽ち大評判になつて毎晩押すな押すなの盛況で、一晩の上り高二千五百銖から三千銖にも上り、当時の盤谷タイムス紙が毎日銀行に、二千銖三千銖と預金するは日本人の渡邊の所ばかりだと云つた事だつた、写真のフィルムは亜米利加物を専門にして居た、しばらくして、日本から活動の技師茅間を迎へて渡邊夫婦はマネヂャ格で過した、その当時渡邊君から金はいくらでも貸してやると云はれたが其の時はこちらも一日五六拾銖利益金が出て金に苦勞する事もなく過した当時だつたので金はこちらから貸してやると渡邊に敗けず話し合つた事だつたが今なら渡邊君が恋しい様な氣もする。

そんな具合で渡邊君は六七年間にうんと儲け数十万を持つて日本へ歸つて行かれた、新嘉坡で護謨山にも手を出して居られた様だつたが三井に売却したらしい、内地に歸つて後のことは充分知らぬが十年前に妻君とも離れて細々暮して居る様に聞いたが最近はどうして居るやら音信不通だ、草分け短間に自分の事ばかりで心苦しいが、今から二十数年も前に自分が煉瓦を焼いて失敗した事があつた。

元来自分の本業は煉瓦焼が本職で理髪屋ではない、何んとかして煉瓦焼で一旗上げて見やうと思ひ立ち、土曜日から日曜日にかけての仕事の暇々に、プラバトム、バンパイン等を巡つて煉瓦に一番よい土はないものかと索し廻つた、盤谷の土は余りきめが細かく煉瓦に焼いたら必ず小ひびが入るので此の近方を索し廻つて二ヶ月半かかつてバンパインで適当な土を発見し早速見本を製作した、其の間三ヶ月以上もかかつたが兎に角見本が出来たので新聞広告した、すると当時盤谷一流の建築業者、ハ

R. OMODA		
JAPANESE BARBER,		
corner of Bush Lane,		
Hair cut, shave and shampoo	Tcs.	1 32
Hair cut and shave	"	1 —
Shave	"	32
MONTHLY SYSTEM.		
Hair cut twice and shave daily	"	7 —
" " " " alternat days	"	5 —
" " once " twice weekly	"	3 —
" " " " weekly	"	2 —
Sharpening a razor	"	— 48
Sharpening seissors	"	— 32
Open daily, 8 a. m. to 8 p. m.		
Sundays, 8 a. m. to 5 p. m.		
3rd January, 1900.		

図4 面田利平理髪店の広告（出所）12 January 1900 Bangkok Times

ワードスキン商会から見本を持って来てくれとの事 出張して見ると、ワードスキン商会には爪哇、新嘉坡、西貢方面から取り寄せた見本と、暹羅大蔵省の煉瓦製造所で作った見本と皆んなで四種類が集っていた、それに自分のを加へて煉瓦の堅さ加減を試験する事になつた、レールの切り端を垂直に煉瓦の上に落して堅さを試験して見ると一回落して新嘉坡のものも爪哇のものも皆んな毀れたが自分のだけは毀れず三回目に漸く毀れた、結局自分の煉瓦が一番よい成績を揚げて、ワードスキン商会の支配人から、面田の煉瓦ならいくらでも買ひ取る故製造してくれとの事だつた、早速サムセンに小屋を買ひ取り製造に取りかかつたが見本を作つたバンパインの土を以て製造せず盤谷の土で製造したので製品は自分の思つた様な品が出来ず、売行きもよくなり、一方人に委した理髪業の方も段々得意先が少くなるので遂に決心して煉瓦業を思ひとまつた、煉瓦工業には稲垣公使から大変後援を受けたが成功せずして終つた事返す返すも残念だつた、然し今でも煉瓦工業は田舎で木の安い所でよい土を以て作つたら必ず一旗上げる事出来ると思つて居る。

煉瓦工業のため自分としては少なからざる臍繰を無くしたが、本職の為め無くしたので今でも何にも思つて居らぬ、此れからでも煉瓦工業だけはやつて見たいと思つて居る。(完)

面田利平氏を〔1933年〕五月九日午後五時訪問して二時間内外御話を承りつつ速記す。 文責日高〔秋雄〕

〔暹羅国日本人会会報〕復活第3号、1933年7月31日発行、編輯員：鈴木宇治・日高秋雄、印刷人：宮川久治、41-48頁所載

巻末付録（2）

「日暹条約談判の由来（岩本千綱氏の談）」（『太陽』第2巻17号、1896年8月20日号、22-25頁）
暹羅は亜細亜の独立国、其の周辺の各国は、印度、安南、緬甸、西藏、漸次欧州諸国の為に亡ぼされ、白人の勢力漸やく亜細亜本州を蚕食し了らんとするに当り、特〔ひと〕り此国は尚ほ独立を衰残の中に保つ、任侠扶植の大義を負ふもの、今にして之を指導補助するにあらずんば、東方亜細亜の興復遂に得て期すべからず、況や暹羅国民は深く我国を敬愛し、また近時我國民の彼国に移住するもの少からず、此に於て我が領事館を暹羅に置くの建議は、第九議會〔1895年12月28日-1896年3月28日〕の貴衆兩院に於て可決せられ⁷³、我れより將に進みて通商条約を締結せんとするに当り、我が策士の慫慂により、彼れより特に大使を派遣し、通商条約を締結せんと欲し、彼の文部大臣バスカラウオングス〔パーサーコーラウオン〕氏は既に大使に任命せられ、方今爪哇へ行幸中なる国王の帰国次第、直ちに來朝すべしと聞く、此に於て大使の來朝を慫慂したる我が策士は、直ちに歸朝して彼れを待つ準備に奔走せり、所謂策士とは誰ぞ、高知の人、休職（マ）陸軍中尉岩本千綱氏はなり、今氏に就き其の経歴と其の日暹条約締結に関して奔走したる事情を聞くに左〔下〕の如し、
岩本中尉は明治二十一年第十六連隊に属して越後新発田に在勤中、長官に抗議して終に職を辞し、後數〔しば〕しば世途の険を踏み、明治二十五年始めて暹羅国に渡航す、单身孤劍、囊裡また一弗の貯蓄なし、幸ひに同国農商務大臣ピヤスリサク〔スラサク〕文部大臣バスカラウオングス兩氏の知遇を受け、殊にピヤスリサク氏の家に客と為る、當時本邦人の暹羅に在るもの未だ多からず、且つ其の

⁷³ 岩本は衆議院のみならず貴族院でも建議案が採択されたと述べているが、第9回議會の貴族院議事録索引（『帝國議會貴族院議事録索引 第2巻』文化図書、1994年）で見た限りでは、貴族院にこの種の建議案が出された形跡はない。

多数は醜業婦人にして、正業に従ふ者僅かに六人のみ、岩本氏翌年帰朝し、更に大に暹羅移民の事を企て、神戸の客舎にあり、会〔たま〕たま七月三十日報あり、仏国戦を暹羅と開き、仏艦は進みて首府盤谷府に入ると、氏は変を聞いて直ちに起ち、八月一日また暹羅に向て発し、十八日盤谷府に入れば、戦纒に罷んで平和の議將に熟せんとす、氏は同国各大臣を歴訪し、善後の策を陳ず、此に於て氏の名益ます現はる、

氏は二十七年一旦帰朝し、更に三十二名の労働者を率いて三たび暹羅に赴く、其頃は日本人の暹羅移住者漸やく増加し、其の居留民は相謀りて日暹協会なるものを組織し、患難相救ひ、又紛争を裁定す、当時日暹間には未だ通商条約なく、我居留民は暹国の法権に服せざるのみならず、又我が領事もなければ、之を管轄するものなし、故に同胞集団の自治体を為したるなり、之が牛耳を執るもの石橋禹三郎及岩本氏と為す、既にして氏は二十八年の春帰朝す、

二十九年一月在盤谷府⁷⁴石橋禹三郎氏より、遙に書を帰朝中の氏に寄せて曰く、在留日本人は将さに仏国公使の保護を受けんとす、吾兄の知るが如く、仏人従来暹人を凌虐し、暹羅国民の怨恨骨髓に徹す、故に我在暹同胞の保護を仏国公使に託すは最も不利なり、況や居留民は其保護を和蘭公使に請ひ、和公使悦んで之を諾し、既に日本の国旗まで調整し、一方には其の保護を為さんことを日本政府に照会したるに、其事を漏れ聞きたる在盤谷府の仏国公使は、最も敏捷に長文の電報を発し、一面には日本外務省と在東京の仏国公使館に照会し、他の一面には仏本国政府に交渉し、和公使の郵書未だ日本政府へ達せざる前に、早くも暹羅在留日本人の保護は在盤谷府仏国公使之に任ずることと為りたるなり、仏公使が此の如く閃電的運動を為すは、暹羅に於ては仏国人に対する感情最も悪き故、当時暹人が親愛する日本人の保護に任じ、日本人を前立として仏国の利を謀らんとするのみ、其の自ら進みて日人の保護に任せんとするは、頗る難有迷惑なるものなり、吾人在暹の同胞は、不幸にして仏国公使保護の下に立たば、今まで優遇せられたる暹人に疎まれ、又曩に我れより保護を請ふて承諾を得たる和蘭公使に対しても面目なし、故に仏公使保護の事は速かに取消すことに運動せよと、

氏〔岩本〕は此の報を得て大に驚ろき、先づ外務省に到り原〔敬〕外務次官に面して保護を仏公使に依頼したる顛末を聞くに、唯だ暹羅在留の本邦人日に増加するも、主管者なき故、仏国公使自ら之を保護すべしてふ厚意の申入に対して、之を依頼したるのみ、其後和蘭公使より同様の申入ありたるも既に仏国公使に依頼したる後なるを以て、如何ともしがたかりしと、此に於て在暹本邦人を仏国公使に依頼するは、国王（マ）に在ては寧ろ何国へも依頼せざるに如かず、然れども既に之を依頼したる後、俄かに取消す可らずんば、今日の計は速かに日暹通商条約を締結し、我れより領事を派遣すべし、此の如くなれば暹政府仏公使和公使何れの感情をも害するなくして、在留邦人の福祉を増進するを得べし、と説く、然れども当時議会は政府の施設に反対すること多き故、暹羅領事館設置の事、之を政府の提案と為せば、或は通過を必しがたきを憂ふ、故に議会に於て之を建議として提出せんことを望みたり、此に於て氏〔岩本〕は旨を領し、各党有力代議士間に奔走し、先づ衆議院に於ては、革新党の長谷場純孝、改進黨の尾崎行雄、自由党の栗原亮一諸氏の賛成を求めて提出したれば、大多数を以て通過し、更に貴族院にも有力議員の手より建議したれば、また容易に通過することと為れり、暹羅領事館設置の事既に可決せらる、我政府は之を実施せんとす、氏は内に於ける準備此の如く熟す

⁷⁴ 本稿注10に見るように、石橋禹三郎は1895年12月に最終帰国している。もし、岩本が1896年1月に石橋の手紙を受領したのであれば、石橋は盤谷ではなく日本で投函したはずである。

るを見て、本年〔1896年〕三月四たび暹羅に向つて発し、往て先づ農商務大臣ピヤスリサク氏に説くに日暹通商条約締結の利を以てし、又暹羅にして条約を日本と締結するに意あらば、欧州諸国との条約の如く、日本人には治外法権を許さざる可らざるを以てす、ピヤスリサク氏亦略ぼ首肯く、是より先き我が外務省より公然の照会を以て条約締結の事を照議す、暹政府既に之を諾し、自から大使を選定し、去る明治二十年中修交条約締結の為に〔正しくは、明治21年1月に条約批准書交換のために来日〕、日本に来朝したることある文部大臣バスカラウオングス氏を任命することと為れり、時會〔たま〕たま国王は爪哇に行幸中なる故其の還幸を俟て副使を選任し直ちに発せんとするなり、此に於て岩本氏は大使に先つて帰朝し、更に懲慙する所あらんと欲し偕〔さて〕は〔1896年〕六月下旬を以て先づ帰朝したるなり、

是より先き日清戦ひ酣はなるや、暹人は当初信ずらく、日本の小を以て焉くんぞ清の大に敵せんと、既にして日本の連戦連勝するや、暹人は愕いて其の勇敢に服し、最も深く日本に依頼し、大に国力を振興せんと欲したり、岩本氏が第三回の渡暹の頃〔1895年1月〕は、実に此時にして、暹人の崇日本的思想の絶頂に達したる時なりき、然るに氏が帰朝後本年〔1896年〕第四回の渡航を為すに及び、暹人の日本に対する感情大に減却し、皆謂へらく日本は能く清に勝つも、他の露仏独の諸国に対しては屈辱を極む、三国干涉以後、遼東の還付、朝鮮の退縮、一も見るべきものなし、日本もまた頼むに足らずと、現にピヤスリサク氏の如きも、直接に岩本氏に対して此言を発したり、氏之を駁して曰く、清国に勝ちたるは日本国民なり、三国に屈したるは当局有司なり、当局有司は其地位朝夕に變ず、然れども日本国民は決して渝〔かわ〕ることなし、彼の勇敢にして義侠なる四千万国民あり、暹人の興復を依頼すべきもの、此の国民を措て夫れ他にあらんやと、ピヤスリサク氏もまた之を然りとしたり、暹政府の大使を派遣するに至りたるは、主として此の如き依頼心を有するに基づく、故に大使来朝の日我が国民みな至誠以て彼を遇せば、彼れの依頼は益ます之を深からしむるを得べきなりと、

巻末付録（3）

岩本千綱筆記「暹羅国へ日本帝国の領事館を置き及び彼我通商条約を締結するに必要な理由」（奥山絵美氏所蔵）

回顧すれば二百六七十年前旧都アユチアが隆盛を極めし頃日本人の此地に滞在するもの殆んど一千余人に上り其勢力亦た強大にして世に伝ふ彼の俊傑山田長政氏が孤劍浮浪の徒より一躍侯爵の尊に昇りしは此時代なりし

可憐此偉人逝て日本人四方に離散し明治二十年山本安太郎氏が渡航する迄終に日本人の跡を絶ち居たり

如此我日本と歴史上の縁故あるのみならず現時東方数大国中我帝国を除けば其独立の体面を保つ者纔に支那朝鮮と暹羅あるのみ而して清韓兩國とは昔時より絶へず親交を繼ぐにも関らず彼の暹羅に到ては聞〔ゲキ、静か〕として之を口にするものなきは岩本が深く遺憾とする処にして嘗て之を以て朝野の有力有志者に説きたれ共顧るものなし於是乎身自ら驚鈍〔ドドン、駿馬の反対、愚鈍〕を斗らず其衝に当らんと決心し陸軍中尉の官を辞し蹶然起ち其境に入り深く交を暹羅政府の大臣に結び皇族華族等の有力者を説き刻苦経営往返数次此間四面跋駁〔ヘンキ〕声裡に埋没せらるるにも屈せず一片の志念を単に暹羅事件にのみ注ぎし結果明治二十八年に至りては日本人の暹羅に滞在するもの八十余人の

多きに到り或は商業に或は労働に不完全ながら前途の目的略ぼ立つに及べり

然れども日本暹羅両国間は単に親交条約宣言に止まり（明治二十年一月公布文中兩國政府は其臣民を保護し云々公使領事館を置を得云々とあり）未だ完全なる通商条約あらず随て公使領事等の設なきを以て前記在留者の数を増すに及べば勢ひ其保護を托して生命と財産を安全ならしむるの道を講ぜざる可らざるに到れり蓋し暹羅の法律は不完全にして頼むに足らず我日本と支那を除くの外欧米諸国概ね当国に公使領事等を派遣しあるを以て此等各国中日本人の利益となり若くは少くも不利益とならざる丈けのものを撰んで保護を托せんとするに及べり岩本が暹羅に在る時仮りに日本人を取締り居りしが去年〔1895年〕四月帰朝後は石橋禹三郎代て万事の世話を為し居りたる故同人は在暹日本人の総代となり此保護事件の為め斡旋頗る勉めたれども其効なく終に不幸の結果を得しは実に遺憾千万なりし蓋し在暹日本人は緩急相救ふの目的を以て日暹協会なる一つの自治団体を作り其運動を定め居しを以て万一保護を托せんとする時は和蘭公使に加〔し〕くものはなしと協議決定しありし故石橋が此事件に着手せんとするや前議により葡萄牙〔葡萄牙〕人にて日暹貿易銀行頭取ソーザー〔J. de Souza〕氏を紹介とし意を駐暹和蘭公使チヨバアキユン〔Chevalier Keun de Hoogerwoerd, the Netherland Consul General, 1894-96年10月の間は在バンコク和蘭総領事〕氏に通ず公使快く之を承諾し屢々石橋を引き其手續を協議し双方共頗る円満の運びを得て一日石橋は日本政府に向け願書奉呈のことにて蘭公使と面談中偶々駐暹仏国前公使パビー〔Pavie〕氏来訪あり石橋が座を避けんとするを止め蘭公使は仏公使に向ひ日本人保護の事を話したりしも仏公使は別段意に介せざるもの如く雑談暫時にして辞し去れり

仏公使は夙に敏腕老練を以て称せらる東蒲塞（かんぼちや）暹羅両国に在ること殆んど三十年頗る東洋の事情に通じ殊に暹羅の人情風俗と其国語の如きは氏が尤も精通に誇るものにして其技倆は駐暹各国公使中の巨臂と言ふべき人物なれば今此保護事件を聞くや仏国が暹羅に対する外交上容易ならざる出来ごととなし蘭公使館を出るや直に馬車を馳て自身電信局に赴き巴里外務省と駐日本仏国公使とに秘密の急電を発し在暹日本人は仏国にて保護する外交上の大利益を上陳詳説し其電報料の如き殆んど一千弗の以上に到りしを見て如何に彼れが此事件に重きを置きしかを卜するに足らん夫れ実に然り仏国に於て日本人を保護すれば正に二大利益あるは独り岩本のみならず苟も具眼者の了知するに難からざる処にして其訳は後に詳説すべし

事頗る秘密に属し不幸なる在暹日本人と信切なる蘭公使は未だ如此急変の生ぜしを知らず然るに仏公使は突然石橋を招き公使領事等立ち会ひの上同人に百方勧誘遊説日本人が仏国の保護を受けるの得策を述べしも石橋は断然之を却〔しりぞ〕けて曰く我日本人は夫の遼東半島還付以来貴国に対しては多少悪感情を有し居り之を極言すれば敵国と目するも不可なけん敵国の保護を受けるは我々の屑〔いさぎよし〕とせざる処にして其他に種々不利益の理由あれば慎んで好意は謝すれども保護のことは御断り申すべし云々と尔来公使領事等は石橋始め日本人に対し各種の籠絡手段を用ひて自国の保護を甘受せしめんと試みたれども毫も其効を見ざりしに或る日仏公使は石橋に向ひ巴里政府より日本人保護の依頼を受けたる故之を実行すべしとの電報達せしを告げたれ共石橋は未だ日本政府の通牒に接せざれば容易に其言を信じ難しとなし之を峻拒し一方には蘭公使に迫て願書送達を急せし且つ極力此事件に尽されんことを依頼したるも嗚呼事已に遅し後数日仏国公使は又た石橋を招き示すに在留日本人の保護を仏国に依頼すべき旨趣にて日本臨時外務大臣西園寺侯爵が署名捺印せる正式の書面を以てす於此同人

は最早如何ともする能はざるを了〔さと〕り第一番の登記をなし尔余の日本人も続々其手順を為し尚ほ石橋は暹羅外務大臣を訪ひ事の意外に出でしを告げ日本に向ひ此の失錯を勧告せられんことを依頼したり蓋し日本人が是より先き蘭公使に保護を依頼せんとするは予め暹羅政府の賛助を得ありしを以ての故なり外務大臣は驚て此の依頼を容〔い〕れ其手續をなしたれ共此れ亦た遅し只だ単簡なる一片の返電に終り別に効力は見ざりし

以上は保護事件の実況なり以下之に於て如何に在暹日本人が不便を感じ日暹兩國に於ける不利益を生ずるかを述べん

抑も暹羅国は其土地の幅〔幅〕員殆んど我日本に匹敵せる一独立王国と雖も其内治の挙らざるより地味豊饒天与の物産は到る処に充満するにも関らず人口纔に一千万人商工業毫も振はず試に一昨々兩年度の輸出入を閱すれば輸入二千余万円輸出は殆んど四千余万円に上り前途頗る多望の国柄なり然れども西は英領緬甸に接し東北は仏領東蒲塞及び仏の新占領地湄江河外に界し所謂齊楚の間に挟まるものにして加ふるに頻年〔連年〕外交の政略を誤りしより欧州人の梁跳〔跳梁〕跋扈日に甚しく暹羅の国歩月に艱難に陥り現に去る明治二十六年十月の候暹仏開戦の余禍として仏国の為に湄江河以東を強奪せられしより彼の氣已に全暹羅を吞めり当時岩本は帰朝して神戸港に在り警報を得し翌日孤劍征途に上り到れば事纔に平ぎ居たり尔来仏人の処為を実地に見聞するに随分無法の振舞多し加之ならず英、独、伊等の諸国亦た中に在て陰險狡猾なる百計を画し細に其内情を探れば実に氣毒千万にして真面目に彼れ暹羅を扶けて独立の実を挙げしめんとする者は殆んど稀なり

然るに暹羅人は従来我日本に対し各種異様の感情を有し或は同じく東方人たるの故を以て互に相携提携親交すべしと為し或は其義侠を称し或は其温厚を感じ終に親愛の情を表し居たるも未だ其実価を知らざりしに明治廿七八年の役皇軍の嚮ふ処前に勁敵なく彼れ暹羅の識者が人口の衆と財力の豊とを引証して到底戦捷の六ヶ敷を危みたる清軍を撃破し勢ひ四百余州を吞むを見聞し驚歎措かず親愛の念は尊重畏敬となり終に自国の独立を斗るには此戦捷国を師兄として学ばざる可らざるの念慮益々堅固にして扶植を希ふ決心弥々切実となれり左れば此際在暹日本人の保護を依頼するには細かに精撰せざれば或は暹羅人の感情を失し或は諸外国の猜疑を来し結局日本人は虻蜂取らずの挟撃に終るやも難斗万一如此に到れば独り在暹日本人の不利のみならず暹羅人をして疑惧絶望の念を生じ終に東方政略上挽回しがたき大事を惹起するやも知れずと信じ頗る保護者撰択に注意せしなり

人或は曰ん暹羅人にして我日本に対し悪感情を有する如きあれば之を棄て可なり果して然れば日本は却て厄介離れをなすなりと夫れ豈然らんや東方に牛耳を執る我帝国にして此后进劣国を誘導開発するは先進者の務めなり況んや該国は天資豊富物産の饒多なる殆んど印度に伯仲し他日頗る有望なるに於や然るに駐暹和蘭国公使は温厚篤実にして暹羅の信用を博するのみならず各国外交官亦た苟に其性行を尊重し加之蘭国は欧州中の第三等に位すれば外交上の勢力も亦た現時他の注意を惹くことなく言はば局外中立の有様なれば此公使に保護を談ぜしは我々が嘗て計画せし処にして注意周到なるを知るべきなり

人或は曰ん暹羅の如き野蛮国に対するには却て威力に頼る方宜敷例せば仏国の如き暹人の畏怖する者に保護を托すること適切ならんと嗚呼此れ皮相〔皮相〕の見にして其実際は決して然らず蓋し暹人は仏人を畏怖せず之を怨恨し居るなり以下其理由を概説せん

抑も暹羅人は上下貴賤の別なく去る明治二十六年仏国の為湄江河以東を強奪せられ尔来引續きての振舞

実に傍若無人暹羅国を視ること属邦の如く其臣民に接すること牛馬に於けるが如きを見怨恨骨髓に徹し仏人の為すことと言へば暹羅政府は暗に之を妨害し仏国の商人等頗る迷惑を感じ現に戦争前迄は仏人にして暹政府の用達をなし頗る隆盛なりしものが戦争後形勢頓に變じ閉店して本国に帰りしを見て知るべし蓋し仏人が暹国に於て為せる商業は營利よりは寧ろ政略にあり之を極言すれば外交の都合にては損益を以て眼界外に放抛するに到ることあり暹人毎〔つね〕に曰く假令不幸にして連合各国の爲め暹全国を奪略せらるるも苟も仏人にのみは死を誓ても其分割を拒むべしと以て暹人が如何に仏国を深仇し居るかを知るべし

如此暹人が仇敵視する仏国に日本人の保護を依頼したるは在暹日本人の真意に反するものなりとは暹人は充分了知し居れ共苟も仏国保護の名実に対し無心の日本人亦た勢ひ不利益なる側杖を喰ふの止を得ざるに到る

保護事件の決定するや暹羅の某大臣は嘆息して曰く此れ迄暹羅当局者は素より上下共に日本人に対しては出来得る丈の厚志を表せし積なりしに何故今回の如き突然たる処為ありしか暹人の誠意は未だ日本人に感徹せざるや真に歎敷ことなり云々従来日本人と云へば特別に厚遇し呉れたる加〔し〕かも暹羅有数の人物たる某々大臣は曰く日本人にして真誠に仏国の保護を甘んずれば余は暹羅国人の義務として此迄の厚情を破るの止を得ざるに到らん云々某皇族は曰く駐暹外国公使には随分公平穩当なる人物あり何故に特に日本政府は其臣民の保護を仏国に依頼せしや此れによりて来る不幸を度外視するか云々万口一様暹羅上下が今回の保護事件に対する悪感情は殆んど頂上に達し居るもの如し

既往は諫〔いさ〕むべからず来者は尚ほ追ふべし善後策を講ずるは目下焦眉の急に迫れり曰く

速に帝国領事館を暹羅に設置し彼我両国間の通商貿易条約を締結する事

如此なれば仏国の保護も自然に消滅し他国をして野心猜疑の念を絶たしめ暹羅上下の嘉悦は殆んど予想外たるべく日本の文物を輸入し日本の政事に模效〔モコウ、まねる〕し軍政なり商業なり万事万端日本を師兄となして暹羅の独立を維持するを得せしめば帝国の恩威茲に立ち善隣扶植の実茲に揚り日本の外交上に一大光輝を添ふるに到らん時機真に一髪の間迫る若し一日を怠れば千秋の悔を生ずる照々として火を視るが如し

仏国が在暹日本人を保護するに付き二大利益あること

第一 仏国が暹羅に対し平和の仮面を装て仕事を為すには暹羅人が尊重敬畏せる日本人を手先きに使ひ陽に日本人の利益を唱へ陰に其实を己れ的手中に収め功あれば自身之に居り其弊は之を我国人に嫁せんとする狡計にして如此なれば暹羅人は素より欧米諸国に対しても某場合に口実を作るに足らん

第二 仏国が暹羅を侵略する時機已に熟し公然威力を用ゆるに到り若し在留日本人が奮然起て暹羅を援ふ等のことあれば仏国は例の保護権を振て忽ち押へ付け毫も運動を為す能はざらむるの便利あり万一他国の保護を受け居るものなれば自便の処分を施すこと能はざるの不便あり

以上の二利益あるを以て前駐暹仏公使が熱心に日本人保護を唱へしは実に適切と云ふべし

去る明治二十六年以来仏国が暹羅に対する著明なる妄状

一 明治二十六年七月仏国は些末なる事件を口実となし軍艦三艘を遣りて湄南河口パクナン砲台を攻略し終に進んで盤谷に入り暹羅を威迫し其年十月左〔下〕の如き惨憺なる条約を締結実行したり

第一 暹羅全国殆んど四分一たる湄江河外の土地を仏国に割与する事

第二 領事をコラット、ムアンナンニヶ所に置き之を開市する事

第三 償金三百万フランクを払ふ事

第四 仏国大尉グロスカリンを襲殺せし暹國護衛兵司令中佐プラヨットを処刑する迄チャンタブン軍港を担保となす事

可憐微弱なる白象王国充分なる道理あるにも聞らず終に以上の如き無法の条約を実行するに及べり今日に至るも談此事に及べば奮然涙を出すものあり当時暹羅文部大臣は此仲裁を日本に依頼するの議を提出せしことありと云ふ

地を割き金を払ふ尚ほ忍ぶべし独り忍びがたきはチャンタブン港の無道無法の奪略なり

暹仏開戦の際仏の大尉グロスカリンは暹羅政府の好意より附せられたる若干の兵に護衛せられ老搗地方巡視の途にあり無端開戦の報を得て兵士非常に激昂し其司令中佐プラヨットは或る事件より終に大尉を掩殺〔エンサツ、不意に殺す〕したり尔后戦亦た終り中佐は刑事被告人となり盤谷に於ては高等法院を開き審理の末証拠不充分にて無罪を宣告せられたり当時岩本は盤谷に在り親しく此裁判を傍聴せり然るに仏公使は之に伏せず公使館に於て再審の結果中佐は二十年の禁錮に処せられたり

左れば此事件は曲直は兎も角一先づ終局を告げれば彼の担保として守備せるチャンタブン港の仏兵も速に引退すべき筈なるに更に仏国より新事件を提出し曰く戦争の当時仏の宣教師は暹人の為めに虐待せられたり此加害者を処刑する迄守港兵を撤せずと尔来右に論じ左に争ひ荏冉〔ジンゼン〕去二十八年の夏末に到り突然東京の守兵を送遣し従来は百名未満なりしも俄に増して守港兵を二千となし嚴然之を占領せし有様にして甚敷に至ては暹羅の軍艦が該港に入るや無法にも仏兵は之を捕獲せしことあり蓋しチャンタブンは暹羅第一の要港にして首府盤谷と仏領西昆との中央にあり仏艦が暹國を席捲する根拠地となすには最良と云ふべし

一 去年秋期駐暹仏公使パビー〔Pavie〕去て新公使ドフランク〔de France〕来る新公使は年壮活発にして武断を主とし仏人称して猛虎將軍と云ひ又た前公使の老練に似ず着任の翌日旧都アユチアに軍艦を送り次で自らチャンタブンに到り艦隊司令と密議する杯不穩の状側目〔目をそばだて注意する〕すべきものあり仏人揚々公言して曰く馬島〔マダガスカル〕の遠征已に終局せり之より力を暹羅に尽すべし云々

一 暹羅人と在留支那人にて仏國に歸化するもの毎日平均四十人に到る仏人が之を誘ふ手段は喰すに兵役の義務を免ると商業上某特殊の利益とを以てす如此にして止まずんば終に暹羅の税源を涸すに到るべしとは決して杞人の憂にあらざるべし

以上の理由のみならず之を既往に徴するに嘗て日本労働者十余名仏人の処有たるブカノン〔ブカノン〕鉦山に雇はれ労役中雇主の命令と在暹日本人の注告とに服せず目前の利欲に眩み終に数人非命に斃れしことあり当時重なる日本人は頻りに注告意見をなしたれ共如何せん之に命令を下し之を法律に問ふこと能はざるを以て見す見す不幸に罹らしめたり若し領事の設けありしなれば如此不都合はなかりしならん又た従来暹羅に対し通商貿易を為んとするものも領事と条約なき為め逡巡議終に止みしこと二三にして足らず現に広島海外渡航会社の如きは該國に移民する為め已に盤谷に代理店を置くの設斗〔設計〕あり其他神坂〔神戸大阪〕間の有力者にして或は通商をなし或は航路を開始せんとする斗画〔計画〕あり暹羅に対する外交商業両ながら正に発奮の運に迫れり若し日本当局にして少しく進路

を開くの政略を取らんか暹羅に於けるの事件は百尺竿頭更に幾歩を進むるに到らん此れ独り某〔それがし〕等が如き対暹業を以て終身の目的となせるものの希願のみにあらず実に暹国上下の熱望する処なり

従来視察探験等を以て暹羅に来るもの多くは数日間に皮想〔ここで原文切れ、以下なし〕

謝辞

本研究は科学研究費（研究課題番号：23241082）の助成を受けた。ここに感謝の意を表します。